

統一様式-①

經費區分別支出一覽表

經費區分	要請陳情等活動費
------	----------

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
7/1	外務省沖縄事務所要請 駐車料金	200	全額	200
7/1	外務省沖縄事務所要請 駐車料金	400	全額	400
8/23	東京要請 旅費航空費・宿泊費(1名分)	62,720	全額	62,720
11/25	東京要請 旅費ホテルパック(1名分)	94,000	全額	94,000
11/26	東京要請 タクシー代(議会→那覇空港)	1,800	全額	1,800
11/26	東京要請 タクシー代(浜松町→国会)	2,000	全額	2,000
11/27	東京要請 タクシー代(国会→羽田空港) 3名で案分	9,720	1/3	3,240
11/27	東京要請 タクシー代(那覇空港→県議会)	1,800	全額	1,800
3/12	東京要請 旅費 ホテルパッカー泊二日(1名分)	84,065	全額	84,065
3/12	東京要請 旅費 ホテルパッカー泊三日(1名分)	96,065	全額	96,065
A. 小計				346,290
B. 支払証明書計				
要請陳情等活動費 充当合計				346,290

- ・ 外務省沖縄事務所要請のため駐車料金
・ 外務省沖縄事務所要請のため駐車料金
・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 200 円
・ 充当額 400 円

要請陳情等活動費

□□□□□□□□□□□□□□□□
□ ご利用ありがとうございました □
□ またのお越しを □
□ お待ちしております □
□□□□□□□□□□□□□□□□

領収証

車室008 No.58773-01 009318
入庫日時 2024年07月01日 13時52分
精算日時 2024年07月01日 14時53分
駐車時間 1時間01分
登録番号 T8360002005739
有限会社峰城苑
駐車料金(一般車) 200円
現金計 200円
消費税10%(内税)
投入額 1,000円
釣銭額 800円

発行駐車場
ジャガーパーキング久米

□□□□□□□□□□□□□□□□
□ ご利用ありがとうございました □
□ またのお越しを □
□ お待ちしております □
□□□□□□□□□□□□□□□□

領収証

車室011 No.58773-01 009320
入庫日時 2024年07月01日 13時52分
精算日時 2024年07月01日 14時54分
駐車時間 1時間02分
登録番号 T8360002005739
有限会社峰城苑
駐車料金(一般車) 400円
現金計 400円
消費税10%(内税)
投入額 500円
釣銭額 100円

発行駐車場
ジャガーパーキング久米

- ・ 東京往復航空費・宿泊費
・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 62,720 円

日付	内容	金額
	【航空券】	-
7/19	航空運賃: JAL900便 那覇 (07:15) - 羽田 (09:45)	20,410
7/20	航空運賃: SKY519便 羽田 (15:35) - 那覇 (18:20)	26,510
		-
	【宿泊】	-
7/19	宿泊: チサンホテル浜松町 1名1室 朝食付 1泊	15,800

領収証

2024年08月23日

米須 清一郎 様

金額 ￥ 62,720 ※



但し 2024/07/19-20 那覇/羽田 往復航空券及び宿泊代金と致しまして

上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000189216 予約No. 704442

御注意

- 手書きのものと並びに金額を訂正したものは無効とします。
- 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業
株式会社 国際旅行
本社
登録番号 T736000100093
〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地
3-4-10久茂地YAKA2F

TEL:098-867-2121

FAX:098-861-5133

担当者印



要請・陳情等活動記録簿

(米須清一郎)

年 月 日	令和6年7月19日（金）から7月20日（土）まで			
要 請 先	内閣官房、防衛省、外務省、駐日米国大使館			
対 応 者	別紙のとおり			
参 加 者	別紙のとおり			
要請等の趣旨	相次ぐ米軍構成員による女性への性的暴行事件に対し、県民の生命・財産を守るため 嚴重に抗議し、現状の改善を強く求める。			
日程・内容	月 日(曜日)	時 間	要請先等	内 容
別紙のとおり				
【内容】				
別紙抗議決議及び意見書のとおり、関係省庁等へ要請等を行なった。				
成果及び所見	【成果及び所見】			
	質疑及び意見交換により、要請先各対応者の見解等を引き出すとともに、こちた議員 団側の要請や質問、意見等を述べる事ができた。今後同様の事件が繰り返されること のないよう、引き続き改善策の動向等を確認しながら、状況によっては要請等を行う必要 がある。（別紙参照）			
備 考				

要 請 日 程（県外）

相次ぐ米軍構成員による女性への性的暴行事件に関する要請等

令和6年7月19日（金）～20日（土）

参加議員用

7/18 18:00時点

月日	時間		所要	内 容	
	開始	終了			
令和6年 7/19 （金）	6:15			（必要な議員は前日那覇宿泊） 県議会ロビー集合、県議会発 移動（～那覇空港）	県議会バス
	7:15	9:45	2:30	移動（JAL900便～羽田空港）	
	10:10	11:00	(50)	移動（羽田空港～駐日大使館）※大使館付近で通	借上バス
	11:15	11:45	(30)	駐日米国大使館 （応対者：ケミー・モナハン首席公使）	プレス不可
	11:45	12:05	(20)	移動（駐日米国大使館～内閣府本府）	借上バス
	12:10	12:55	(45)	昼食（衆議院第2別館 8階会議室） （衆議院法制局長 橋 幸信 たちばな ゆきのぶ）	
	13:10	13:25	(15)	内閣官房（内閣府本府） （応対者： ^{たなか まさや} 田中 聖也 ^{ないかくしんぎかん} 内閣審議官）	プレス不可
	13:30	14:00	(30)	移動（内閣府本府～都道府県会館）	時間調整
	14:00	14:45	(45)	移動（都道府県会館～防衛省）	借上バス
	14:45	15:00	(15)	15分前までに正門通過のうえ、入館手続き	
	15:00	15:15	(15)	防衛省 （応対者： ^{まつもと ひさし} 松本 尚 ^{せいむかん} 政務官）	頭撮り可
			(35)	移動（防衛省～外務省）	借上バス
	15:50	16:05	(15)	外務省 （応対者： ^{つげ よしふみ} 柘植 芳文 ^{ふくだいじん} 副大臣）	頭撮り可
	16:20	16:30	(10)	～囲み取材（外務省にて）～ 移動（外務省～ホテル） ホテル泊	外務省1F 中央玄関付近 借上バス チサンホテル浜松町
令和6年 7/20 （土）		11:00		ホテルチェックアウト	
	11:15	12:15		移動（浜松町～羽田空港） （搭乗まで各自自由行動）	
	15:35	18:20		（羽田空港～那覇空港） 移動（那覇空港～県議会） 解散	sky519 便 タクシーチケット 県議会ロビー

【随行】

1 沖縄県議会事務局政務調査課 上運天、宮里 XXXXXXXXXX ※ 要請当日のみ）
TEL：098-866-2576

【要請先】

- 1 内閣総理大臣
- 2 外務大臣
- 3 防衛大臣
- 4 内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）
- 5 駐日米国大使

要 請 議 員 団 名 簿

令和6年7月19日(金)

沖 縄 県 議 会

団 長	お 小 渡	りょうたろう	良 太 郎	(沖縄自民党・無所属の会)
議 員	な か ざ と	ぜん こう	全 孝	(沖縄自民党・無所属の会)
議 員	た ま き	けんいちろう	健 一 郎	(て い ー だ 平 和 ネット)
議 員	な か む ら	み お	未 央	(お き な わ 新 風)
議 員	た か は し	ま こ と	高 真	(公 明 党)

同 行 議 員	こ め す	せいいちろう	清 一 郎	(て い ー だ 平 和 ネット)
同 行 議 員	に し め	す み え	純 恵	(日本共産党沖縄県議会議員団)

随 行 職 員	かみうんてん	し ん や	上 運 天	慎 也	(議会事務局政務調査課主幹)
随 行 職 員	み や さ と	ま さ き	宮 里	正 樹	(議会事務局政務調査課主査)
通 訳	う し お だ	こう い ち	潮 田	耕 一	(株 式 会 社 ア ミ ッ ト)

車両番号 足立230こ7
 車種・色 日野 リエッセ (クリーム色) (マイクロバス28人乗り)
 運転士 XXXXXXXXXX (アモーレ交通 048-281-7171)

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書

昨年12月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が県内に住む16歳未満の少女を車で連れ去り、性的暴行を加えたとして、わいせつ誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁が起訴していたことが、今年6月の報道により発覚した。また、同事案の発覚に伴い、令和5年1月から令和6年5月末までの間で、性的暴行事件が、ほかに4件存在することが新たに判明した。

沖縄県民はこれまで在沖米軍構成員等による事件・事故にさいなまれ、そのたびに重くのしかかる米軍基地負担の重圧に苦しんできた歴史を抱えている。

今回明らかとなった重大事件について、県民の代表たる県議会としてこれを許すことはできない。また、このような重大事件について、捜査当局及び外務省からの情報提供がなかったことで、県民から疑念を持たれている。

よって、本県議会は県民の生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し、厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 被害者への丁寧な精神的ケアを行うとともに、セカンドレイプ（性的二次被害）の防止を徹底すること。
- 3 米軍構成員等による犯罪事案については、今後、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、沖縄県及び関係市町村への迅速な通報ができるよう、日米合同委員会を通じ、米側との調整を行い、断固たる措置をとること。
- 4 米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定の抜本改定を行うこと。特に身柄引き渡し条項を早急に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月10日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣	}	宛て
外 務 大 臣		
防 衛 大 臣		
内 閣 官 房 長 官		
(沖縄基地負担軽減担当)		
内閣府特命担当大臣		
(沖縄及び北方対策)		

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議

昨年12月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が県内に住む16歳未満の少女を車で連れ去り、性的暴行を加えたとして、わいせつ誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁が起訴していたことが、今年6月の報道により発覚した。本件は、被害者が未成年であったことから保護者をはじめ地域社会に不安と衝撃を与えている。また、同事案の発覚に伴い、令和5年1月から令和6年5月末までの間で、性的暴行事件が、ほかに4件存在することが新たに判明し、女性の尊厳と人権を踏みにじる蛮行に県民の怒りが広がっている。

女性に対する性的暴行は、被害者への肉体的、精神的な苦痛を与えることのみならず、人間としての尊厳をじゅうりんする極めて悪質な犯罪である。また、昨年12月の事案は未成年者を対象とした極めて卑劣な行為であり、日米両国の法と正義に照らしても、断じて許されるものではなく、満身の怒りをもって抗議するものである。

本県議会は、米兵等による性的暴行事件が発生するたびに幾度となく綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう強く申し入れてきており、令和3年10月に発生した同様な事件に対しても、意見書・抗議決議を可決し、再発防止を厳重に訴えたばかりである。

それにもかかわらず、またしてもこのような凶悪事件が相次いで発生したことは、米軍の管理体制や隊員に対する人権教育の取組姿勢だけでなく、組織の人権意識に問題があると言わざるを得ない。

よって、本県議会は県民の生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 被害者への丁寧な精神的ケアを行うこと。
- 3 米軍構成員等の綱紀粛正の徹底及び夜間外出の規制など、抜本的かつ具体的に実効性のある再発防止策を県民に示すこと。
- 4 米軍構成員等による犯罪事案については、今後、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、沖縄県及び関係市町村への迅速な通報ができるよう、日米合同委員会等において調整を行い、確実な措置を取ること。
- 5 米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定の抜本改定を行うこと。特に身柄引き渡し条項を早急に改定すること。

上記のとおり決議する。

令和6年7月10日

沖 縄 県 議 会

駐 日 米 国 大 使
在 日 米 軍 司 令 官
在 日 米 軍 沖 縄 地 域 調 整 官
第 18 航 空 団 司 令 官
第 3 海 兵 遠 征 軍 司 令 官
在 沖 米 国 総 領 事

宛て

令和6年9月27日

沖縄県議会議長

中川京貴殿

派遣議員

(1) 県外派遣議員

団長 小渡良太郎

仲里全孝 玉城健一郎

仲村未央 高橋真

同行議員

米須清一郎 西銘純恵

(2) 県内派遣議員

団長 小渡良太郎

喜屋武力 大屋政善

米須清一郎 玉城健一郎

仲宗根悟 高橋真

大田守

「相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書」及び「同抗議決議」の要請議員団報告書

上記のことについて、別紙のとおり報告します。

別紙

「相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書」及び「同抗議決議」の要請議員団報告書

1 派遣議員

(1) 県外派遣議員

団 長	小 渡 良太郎	
	仲 里 全 孝	玉 城 健一郎
	仲 村 未 央	高 橋 真
同 行 議 員	米 須 清一郎	西 銘 純 恵

(2) 県内派遣議員

団 長	小 渡 良太郎	
	喜屋武 力	大 屋 政 善
	米 須 清一郎	玉 城 健一郎
	仲宗根 悟	高 橋 真
	大 田 守	

2 派遣目的

令和6年第2回議会（定例会）の7月10日の会議において議決された上記の意見書及び同抗議決議の趣旨を関係要路に要請するため。

3 派遣期間

県外要請 令和6年7月19日（金）及び20日（土）（2日間）

県内要請 令和6年8月1日（木）（1日）

4 要請日程

別紙のとおり

5 要請概要

団長が意見書及び同抗議決議の趣旨を説明した後、被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと、被害者への丁寧な精神的ケアを行うとともに、セカンドレイプの防止を徹底すること、米軍構成員等の綱紀粛正の徹底及び夜間外出の規制など、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を県民に示すこ

と、米軍構成員等による犯罪事案については今後、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、沖縄県及び関係市町村への迅速な通報ができるよう日米合同委員会を通じ、断固たる措置を取ること、米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定の抜本改定を行うこと、特に身柄引渡条項を早急に改定することなどについて強く要請した。

6 要請における対応者の主な発言及び質疑応答の概要（要請順）

〈県外要請 令和6年7月19日（金）〉

（1）駐日米国大使 ラーム・エマニュエル

駐日米国大使不在のため、ケミー・モナハン首席公使に手交した。

女性として、米国人として、母として本当によく分かる。今回の重大な犯罪疑惑に関する皆さんの懸念を共有する。もっとよく改善できるし、改善しなければならないと考えている。このような犯罪は我々の基本的価値に反する。

米国は在日米軍兵士に関する全ての犯罪疑惑を非常に深刻に受け止めており、地元当局及び日本政府に全面協力する。私たちは沖縄の米軍関係者の行動基準を生かすために教育と訓練を改善することが必要と認識している。

先週、エマニュエル大使と第3海兵遠征軍のターナー中將が寄稿したとおり、私たちは教育、監視、ルールの一元化といった3つの分野における対策に取り組んでいる。

まず教育については、沖縄の上官は核となる価値観、期待される行動、基地外の行動を規制するリバティー制度を強化するため兵士一人一人に直接指導をしている。

また、沖縄の基地から外出する運転手の飲酒チェックやパトロール拡大など、沖縄の軍全体でリバティー制度を強化している。近日中に追加対策を公表し、それらを実施していくことにコミットしていく。

このたび、被害者、県民に不安をかけたことについて深く遺憾の意を表す。我々はもっと改善すべきであり、具体的な対策をもって改善するように努める。

本日のメッセージを大使やワシントンDCとも共有する。

（主な質疑応答）

Q これまで不同意性交が134件繰り返されてきた。言葉だけの綱紀粛正は聞き

飽きている。米軍の価値観をどのようにするのか。

A 具体的な対策を取り始めており、リバティー制度については、現状として若い兵士はアルコールが提供されている場所には午前3時から午前5時まででは行くことができないとなっているが、そういったルールを幅広く全体で一元化されるように働きかけており、ほかにも具体的な対策を実施していく予定である。近日中に具体的なリバティー制度に関する教育、監視、パトロール等の取組について公表する予定である。

Q 外来機の飛来増加により、従来よりも短い滞在期間の兵士が増えているが、それが気持ちの軽さや、今回のような状況につながっているのではないかと。軽い気持ちがあるとしたら、それを戒める、人権意識を兵士にいま一度しっかり伝える教育をする必要があると考えるがどうか。

A 私たちは兵士の日本での役割について、決して軽い気持ちでは臨んでいないし、兵士たちに日本に滞在している間の活動に対して、決して軽い気持ちにならないようにさせたい。教育が非常に大事であり、何が兵士に求められているか規範をしっかりと理解するのは重要だと思っている。既に兵士たちが日本に到着したときの研修があるが、さらにそういったものを強化し、犯罪を防ぐような、我々に求められている規範がしっかりと理解できる教育を強化していく。

(2) 内閣総理大臣 岸 田 文 雄

内閣総理大臣不在のため、田中聖也内閣審議官に手交した。

今般の事案が起こったことに関しては、県議会の皆様と私も全く同じ思いであり、非常に許し難い事案であると思っている。本当にこれは極めて遺憾である。

政府としては、様々なレベルで、アメリカ側に対して遺憾の意を伝えており、綱紀粛正、再発防止の徹底について申し入れている。

米軍人等による事件・事故には地元の皆様に大きな不安を与えるもので、決してあってはならないものである。

日本政府としても、アメリカ側に対し、具体策も含めて事件・事故の防止の徹底を求めている。被害者の対応については、関係省庁において、適切に対応されるものと承知している。

米軍構成員等による事件についての県や市町村に対する通報、情報提供の問題については、7月5日に官房長官から発表があったように、今後は、在

日米軍による犯罪で、被害者のプライバシー保護が重要になる性犯罪であって、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえて逮捕、事件処理について捜査当局による積極的な広報がされない事件については、起訴事案であれば全て、不起訴事案についても被疑者により犯行が行われたと認められる事案については例外なく、沖縄県への情報伝達を行うということになる。

本日いただいた要請については、責任を持って関係各所に伝達する。

(主な質疑応答)

Q 通報体制について、第一報が沖縄県警、外務省及び沖縄防衛局から、県のほうに何もなしで綱紀肅正が図られるのか。通報体制については、これまで何度も政府に対して要望してきたが、全然改善されていない。リバティー制度についても、県民の感覚では実施されていない。綱紀肅正はできるところからの対策を関係省庁が徹底的に取り組んでほしいがどうか。

A 全くおっしゃるとおりである。

綱紀肅正については、米軍や大使館への働きかけをしっかりとすることを申し上げたが、改めて本日の要請をしっかりと関係機関に伝える。情報伝達の方法については、官房長官から発表した対応を今後しっかりと実行していく。

Q なぜこういう形になってしまったのかという経緯や、発表された対策でしっかりと補っていくという説明がないと、県民は納得しない。なぜこのような状況になったのかも、いま一度、検証いただきたい。

A 趣旨を重く受け止めている。しっかりと関係各位に伝える。

(3) 防衛大臣 木 原 稔

防衛大臣不在のため、松本尚防衛大臣政務官に手交した。

米兵による沖縄で発生した一連の性犯罪に関する要請について、このような事案が発生したことは極めて遺憾であり、米側に対しては、その意を強く伝え、綱紀肅正及び再発防止の徹底を申し入れている。

米軍人等による事件・事故は、地元の皆様には大きな不安を与えるものであり、あってはならないと考えている。今後も米側に対して様々な機会を捉え、事件・事故の防止の徹底をしっかりと求めていく。

要請事項の1点目である謝罪と完全な補償について、今回の事案は公務外で、賠償責任は加害者が負うため、まずは当事者からの示談により解決が図られることが求められる。その上で、当事者間の示談が困難な場合は、日米

地位協定の第18条第6項に基づいて、被害者からの請求を受け、米国政府が慰謝料を決定し、被害者の同意を得て支払をするという制度がある。防衛省としても被害者や御家族の心情に配慮しながら、警察や米側と緊密に連携し、適切に対応していく所存である。

要請事項の2点目、セカンドレイプの防止の件について、被害者の方々への対応については、被害者のプライバシー保護等の観点から、個別具体的に申し上げることは困難であるが、防衛省としても、被害者や御家族の心情に配慮しながら、関係機関と連携して、適切に対応していく所存である。

要請事項の3点目、迅速な通報等について、今後の重大事件に関する地元自治体への情報共有の在り方について、在日米軍施設区域を抱える沖縄の方々の御不安、御心配を踏まえて、防衛省は関係省庁とともに検討してきた。捜査当局においては、従前から対外的な事件広報に当たっては、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえ、個別の事案ごとに、公益上の必要性とともに、関係者の名誉、プライバシーへの影響、将来のものも含めた捜査、公判への影響の有無、程度等を判断した上で、公表するか否か、その程度及び方法を慎重に判断していると承知している。

他方、このような事案であっても、特に全国の約70%の在日米軍専用施設区域が集中している沖縄においては、米軍人による犯罪防止の観点から、迅速に対応を検討する必要があるということに十分留意し、関係省庁との連携の上、可能な範囲で、地方自治体に対しての情報提供を行うこととなった。

具体的には、捜査当局による事件処理がしかるべく終了した後、捜査当局から外務省に情報を伝達し、外務省から情報の伝達を受けた防衛本省が沖縄防衛局に伝達し、沖縄防衛局から関係する地方自治体に情報を伝達するということになる。

要請事項の4点目、地位協定の身柄引渡しの件については、外務省所管であるが、我々として、様々な御意見があることは十分に承知をしている。日米地位協定は、合意議事録等を含んだ大きな法的な枠組みであり、これまで手当てすべき事項の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきており、今後そうした取組を積み上げていく考えである。いずれにしても要請内容は、外務省にしっかりと申し伝える。

(主な質疑応答)

- Q 97年の日米合意による沖縄関係の通報経路では、防衛省に対しては外務省から連絡が来るようになっているが、今回どのようなタイミングで防衛省が

認識したのか、また、防衛省から沖縄防衛局に対して、どのようなタイミングで情報提供するのか。

- A 捜査当局から今回の事案の概要が公にされたことを受けて、その時点で初めて、防衛省は外務省から情報提供を受けた。

我々としては情報を受ければ、当然沖縄防衛局には伝えるし、沖縄防衛局は当然認知した時点で、沖縄県に伝えるものであるが、今回は一番川上の部分で止まっていたと認識している。

- Q 被害者への補償について、現在どのようなところまで進んでいるか、防衛省は把握しているのか。また、最終的に慰謝料等が、どのタイミングで支払われるのか。

- A 補償については、もし個人同士のものが不調に終わった場合は、米政府が間に立って、いわゆる示談を進めるが、もしそれが不調だった場合には、米側から沖縄防衛局に連絡が入ることになっている。その時点でまた一定の示談が前に進むように関与することになる。現状については、正確なところは申し上げられないが、まだ米側の扱いということになっている。

- Q 被害者が未成年者ということで、本当に心に傷を負っている状況と思われ、そのケアが非常に重要だと思うが、防衛省はどのように考えているか。

- A プライバシーの関係で、個別具体的に申し上げることは困難であるが、御家族の心情に配慮しながら、関係機関と連携していくことになる。性犯罪であり、警察のほうで被害者の方のサポートは、一般的なことも含めて行われているものと承知している。

(4) 外務大臣 上 川 陽 子

外務大臣不在のため、柘植芳文外務副大臣に手交した。

今回は大変心の痛い被害がある。私もいろいろ過去の事案を全て覚えており、二度とこういったことがないのが一番である。そういったことが沖縄の県民の皆さん方に不安を与えていることを遺憾に思っており、要望をしっかりと受け取って改善すべきことはしっかり改善していく。

外務省としては、米側に対し、引き続き様々な機会に、具体策も含めた事件・事故防止の徹底を求めていく。要請の点については今後、公判の結果を踏まえた上で、関係当局、省庁と協議の上、政府としてしかるべき対応をしっかりとしていきたいと考えている。

要請事項の米軍犯罪事案の沖縄県及び関係市町村への通報の件について、外務省としては、今回の事案は、捜査当局から、非公表の事案であるとして、共有を受けたことがあり、そのような捜査当局における判断を踏まえて、外務省から防衛省に対して情報提供することになったということである。

それを受け、今般、米軍による犯罪事案の沖縄県等への通報に関して、沖縄においては、捜査当局が非公表としている事案であっても、関係省庁で連携の上、可能な範囲で、地方自治体に対して事案の概要については情報報告するということとした。

これは、全国で約70%の在日米軍専用施設、区域が集中している沖縄県の方々への不安と御心配を踏まえると当然のことであり、米軍人による犯罪予防の観点からも、迅速に対応することが必要であるということを十分留意している。

具体的には、在日米軍による犯罪で、被害者のプライバシー保護が重要となる性犯罪で、捜査当局による積極的な広報がなされない事件が対象となっている。その上で伝達する情報の内容については、被害者のプライバシー保護の観点から、それぞれの事案ごとに可能な範囲の内容を提供することが必要だと考えている。

また、要請事項の日米地位協定の身柄引渡条項を含めた抜本改定の件について、日米地位協定については、様々な意見があることは十分承知している。政府としてはこれまで手当てすべき事項の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきたところであるが、引き続きそのような取組を積み上げることにより対応していく考えである。

米軍人等による事件・事故は、地元の皆様に大きな不安を与えるものであり、あってはならないものであると強く認識しており、今後も米側に対して、様々な機会に事件・事故防止の徹底を求めていく。

(主な質疑応答)

Q 97年にも、この通報体制は確立されていた。今回は外務省のほうで情報が止まって、情報が防衛省に流れなかったが、それが改善すると受け止めてよいか。そもそも合意したことがなぜ今回徹底されていなかったのか。

A 今回の事案については大変申し訳なく思っている。これからについては、個々の事案におけるプライバシーの保護があるが、そうであってもその対応方法をいろいろ考えながら、まず情報伝達をしっかりとするという結論に達したということである。

Q 駐日米国大使館への要請の際に、綱紀肅正に取り組んでいくという回答があったが、米国任せではなくて、国として、外務省として綱紀肅正にどのようにコミットしていけるのか見解を伺いたい。

A そういった不祥事に対して国としてあってはならないということは、度々事件が起きたときに、米軍側に伝えているが、より具体化をして、なお一層そういったことがないように、絶対起こしてはならないことを厳しく過去の事案を含めて再発しないようしっかり確保する。

Q そもそも97年の日米合意は95年の少女暴行事件後につくられたものであり、その合意のとおり運用されるのが当たり前であるが、なぜ捜査当局に非公表と言われて情報が止まったのか。

A 12月の事案については、警察庁から外務省に情報共有があり、その上で、対外的には公表しない事案という説明があり、それを踏まえて我々としては、外務省から防衛省に伝えるということを控えたものである。

Q 通報体制について、外務省が全てを判断して、官邸には連絡するけれども防衛省には連絡しないと判断したということか。

A 去年の12月の事案については、捜査当局のほうから、非公表の事案であるという形で情報伝達があったため、外務省から防衛省に情報共有しなかったということは事実である。

Q あまりにも事件・事故が多い中で、なぜ緊張感を持った対応がなされなかったのか。県や防衛省に伝達しないことがどういうことにつながるのかということに気づかず、判断できなかったのかということが、県民の大きな不信であると思うがどうか。

A 御指摘のとおりであり、しっかり反省し、同じことを繰り返してはいけない。通報のルールを決めておきながら、それがうまく機能しなかった。プライバシーだけを鑑みて止まってしまった。プライバシーを守りながら、なおかつ各自治体等にしっかり情報共有する手段はあると思う。これから省庁間でよく連絡を取り合って改善していく。

〈県内要請 令和6年8月1日(木)〉

(1) 外務省沖縄事務所特命全権大使 宮川 学
特命全権大使不在のため、石黒亮副所長に手交した。

要請の1点目と2点目の被害者補償の件について、当然これは非常に重要な御指摘で、政府としても大切なことだと思っている。被害者への対応については、被害者御本人及び御家族の心情に配慮しながら、米国政府とも緊密に議論をし、政府として適切に取り組んでいく。

要請の3点目、県及び自治体への通報体制の件については、日米地位協定の対象者の犯罪のうち被害者のプライバシー保護の重要性がある性犯罪について、これまで捜査当局が非公表としてきたような事案についても、米軍人による犯罪予防の観点から、今後関係省庁と連携の上、地方自治体に対して情報伝達を行うということを7月5日に官房長官が会見で発表しているところである。

具体的には捜査当局による事件処理がしかるべく終了した後に、捜査当局から法務省を通じて、また外務省にも情報伝達して、外務省から情報の伝達を受けた防衛省が対象となる自治体に情報伝達をするという運用になっている。

起訴された事案については全ての事案について例外なくということであり、不起訴事案についても、被害者によって犯行が行われたと認められる事案についてはこちらも例外なく情報伝達を行うことになっている。

もちろん被害者のプライバシーの保護の重要性は、これまでどおり変わることはないが、新しい運用の中で、沖縄県に対しての情報伝達はきちんと行える体制を取る。

要請の4点目の地位協定の件については、地位協定自体についての政府の立場はこれまでいろいろなところで議論してきており、あえてそこに改めて入ることはしないし、県内で地位協定に対する様々な意見があることも理解している。御意見をいただくたびに、しっかりと大臣を含め本省のほうには報告をしている。

今回の事件との関係に限って申し上げると、身柄引渡しの要請は捜査の必要性に応じて、その都度捜査当局が判断をして要請をするということになっており、過去に実際に起訴前の身柄拘禁、身柄の引渡しが行われた事例も多々あるが、今回については極めて深刻な事件で米側も大変問題視し、事件発生以降一貫して、捜査に全面協力するという姿勢であったため、地位協定が何か障害になって捜査上支障が生じるようなことはなかった。そのため、特に起訴前の身柄の引渡しの要請も捜査当局のほうで行う必要性がなかったというふうに聞いている。

(主な質疑応答)

Q 外務省沖縄事務所が設置された理由は何か。また、今回の事件に対し、外務省沖縄事務所として、100%の対応ができたと思っているか。

A もともと、95年の非常に不幸な事件の後に、当時の橋本総理の指示で、沖縄に大使を所長とする事務所を置いて、米軍と日本政府と自治体との間でしっかりと仲立をする役割を外務省として果たすという使命を受けて、設立されたと理解している。

今回の事案について、その時々判断の中で、政府として最も重視をしてきたことは被害者のプライバシー・尊厳を守ることであり、それ自体は本当に100%そういうつもりで、事に当たってきた。一方で情報伝達の話など様々な指摘をいただいたことは非常に重く受け止めており、それも踏まえて、情報伝達体制の運用の見直し等を行ったところである。

Q CWTについて、これまで開催されていなかった理由は何か。事務局として働きかけたのか。

A 開催に向けての努力はこれまでも続けていたが、開催に当たっては各参加者のいろいろな思いがあり、全員が了解する形で一致できなかったところである。会議自体に反対をしているということではなく、方法についてというふうに理解している。

数年来開催できなかったことについては非常に重く受け止めている。新しい協議体の話が出てきており、それをしっかりと関係者の間で調整をして、中身のあるものにする努力をしていく。

Q 日本国内で起こった米軍構成員等の事件・事故については、国の責任で対応すべきではないのか。国のほうで被害者に十分な補償が行われるか。

A 国も関与する形で補償の制度がある。先月から始まった裁判の結果を踏まえて、防衛局がフロントと思われるが、結果を得た上でしっかりと補償等の制度を使っていく。その過程で外務省としても防衛省をはじめ関係省庁としっかりと連携を取りながら、適切に被害者への補償がなされるように当然のことながら努力をしていく。

Q 日米地位協定について県内でも様々な意見を聞いているとあったが、地位協定の改定については、全国知事会でもしっかりと解決すべきと決議されており、沖縄県内だけのテーマではない。米軍優先の緩やかな協定ではなく、一国対一国の対等な協定に変えていただきたいというのが私たちの願いであ

り、憲法改正よりも地位協定改定が先ではないかという国会議員もたくさんいる。そういうことに目を向けるよう現地の事務所として本省に伝えてもらいたいどうか。

A 地位協定についてのいろいろな御意見は、県内に限らず、日々、いただいている。

また、本日いただいた意見は、正確に報告をして、内部で議論していく。

(2) 在沖米国総領事 マシュー・ドルボ

総領事不在のため、ニコール・リマヌチェリ総領事代理に手交した。

本日は地元の御懸念を伺う貴重な機会である。我々はこれらの容疑について、被害者、御家族の皆様、県民の皆様にご与えた不安について深い遺憾の意を表する。我々はこれらの犯罪容疑の重大性に関する地元自治体の懸念を共有する。

さきに駐日米国大使が述べたように、我々は改善可能であり、そうしなければならない、大切なことは実行していくことだと考えている。性的暴行も含めて、このような犯罪は我々の基本的価値観に反するものであり、米軍にも米国社会にもその居場所はない。全ての米軍人は高い行動規範を守ることが期待されており、米軍は犯罪行為で有罪判決を受けた者への責任を追及している。

(主な質疑応答)

Q 米軍人・軍属の事件に関する情報が、なかなか知事にすぐに届かない状況があるが、情報共有に関して総領事館として本国にどう伝えているのか。

A 本日、皆様からいただいたお話は大使館だけでなく、ワシントンの国務省本省及び米軍にもお伝えする。

エマニュエル大使をはじめ、在日米軍のトップが今回の容疑の深刻さを深く憂慮しており、県民に不安を与えたことを遺憾に思っている。また、大使は、元市長としても地域社会の安全性を理解しており、今回の容疑がもたらしめている影響も遺憾に思っている。

今回の容疑に関する適切な通知は、全て二国間合意に従って行われたと理解している。

Q 大使と第3海兵遠征軍司令官の連名で発表された3つの方針、教育、監視、ルールの一元化について具体的な説明をいただきたい。

A 現時点で何か具体的なところでお知らせするものはないが、これらの容疑への地域社会への懸念を共有しながら、地域社会に対する説明責任を果たさなければならないと考えている。リバティー制度については全面的に見直ししている。先週、在日米軍トップのラップ中將が来沖し、四軍調整官のターナー中將と在沖の各部隊の司令官と面談した。行動に関する指導を行うとともに、高い行動規範が求められていることを改めて再確認したところである。

Q 以前よりも短期間で派遣される米兵が増えており、軽い感覚を持つ方が増えることも考えられる。組織の中でどういう方が所属しているかを把握し、より一人一人に伝わるような教育をしていただきたいがどうか。

A 短期間で沖縄に来ている者の件も含めて、改めていろいろ見直しをしている。懸念点は国務省に共有する。

Q なぜ謝罪がないのか、という県民の声が多い。一言わびがあれば、県民の認識もまた変わってくると思われるがどうか。

A いただいた御意見について、大使館、国務省本省及び米軍関係者にお伝えする。

(3) 第18航空団司令官 ニコラス・エバンス准将

第18航空団司令官不在のため、エリン・ディック第18広報局局長代行に手交した。

今般の事件について、空軍兵が性犯罪で起訴されたと承知している。我々も皆様と同様に深刻な懸念を持っている。日米合意に沿って、地元の捜査当局と協力して事件の捜査を支援してきた。

この犯罪は多くの米軍人を代表するものではない。全ての軍人には高い行動規範が求められており、罪を犯した者はしっかり償うとともに、教育を徹底していく。

第18航空団は本件裁判に協力していく。本日いただいた要請内容は司令官にしっかりお伝えする。

本日いただいた要請については責任を持って、関係各所に伝達する。

(主な質疑応答)

Q 抗議決議においても、女性に対する性的暴行は極めて悪質な犯罪であると断じているが、女性の立場からどう感じているか。

A このような犯罪は非常に深刻なものであると理解している。

私たちは常に高い行動規範を持つよう指示されている。公務外についても同様であるにもかかわらずそれに反するようなことはあってはならない。

嘉手納基地に勤務することになった全員に対して、入隊初日からの教育を通して、価値を高く保つよう幹部レベルから直接教育されており、日本の法や規制も含まれている。

Q 戦後からずっと同様の事件が発生している。教育の在り方に問題があるのではないか。沖縄を植民地と考えているように感じるがどうか。

A いただいた御意見について幹部にしっかり申し伝える。

Q 12月の事件が発生してから半年たっても再発防止策ができていないのはあまりにも遅い。事件を受けての周知はなされたのか。

A 事件後に、そういった周知は行われている。

Q 容疑者の兵士の身柄はどうなっているか。

A 空軍兵は基地内で拘束しており、パスポートは没収している。国際法によって沖縄から移動はできない。裁判にはエスコートをつけて出廷させる。

裁判中であり、判決にもよるが、判決に鑑み軍としての処分も考えている。

Q 今回の事件は子どもへの性的暴行であり、県民は絶対に許せない。日本であれば組織のトップが謝罪をするがそれもないことをどう考えるか。

A 本件は深刻な事案と捉えており、詳細を注視している。被害者、御家族及び県民に不安を与えたことを遺憾に思う。正しい判決が出ることを願っている。判決を待って、軍としてしかるべき処分をする。

(4) 在日米軍沖縄地域調整官 ロジャー・B・ターナー

在日米軍沖縄地区調整官不在のため、ジン・パク在日米軍沖縄地区事務所長に手交した。

今回の事件については非常に残念に思っている。被害者とその御家族及び県民の皆さんに不安を与えたことに深い遺憾の意を表する。被害者への補償については、両国間で合意された枠組みで適切に行われるものと理解している。

沖縄に駐留する米軍において、私たちの基本的価値観や基地外での自由な

行動に関する規則について、全ての指揮官と部下に徹底するよう指示している。沖縄に駐留する全ての米軍兵士は日米同盟を支えるという同じ目標に向かって努力をしている。米軍兵士は米軍を代表するものとして公私にわたり高い水準の行動規範を要求されており、またその行動が地域社会に永続的な影響を及ぼすことを理解することが求められている。こうした期待に応えるために、私たちは継続的な訓練と教育を通じて、米軍兵士が日本国内の法律を十分理解するよう努めている。

また、現在沖縄においては、外出の際に運転手に対する飲酒検問を強化しており、軍の法執行機関によるパトロールを増やしている。

私たちは犯罪容疑の重大性について、重々に認識しており、また、皆様の具体的懸念を共有している。県民の皆様に対して負担をかけることについて深く遺憾に思う。

(主な質疑応答)

Q 事件に係る6月の報道以降に各種の対策をされていると思うが、本来は12月の事件発生を受けて1月から対策をしていれば、その後の事件は防げたのではないか。

A 去年の7月に着任して以降、在日米軍の全ての指揮官、関係者が米兵による事件・事故にどう対処しているか、真剣に取り組んでいるかを見てきた。最善をどうするかを常に考えている。どこで事件が起こりやすいか、分析を行い、新しい施策を様々な角度から考えている。

例えば生活巡回指導についても、営業時間を超えて米兵にアルコールを提供する店がある。巡回指導について店側にも何らかの協力が欲しい。また週末に見せるような形で、月1回でも地元当局と巡回指導をしたい。

地元をととても気にかけており、地域を守りたいという気持ちは理解いただきたい。合同パトロールについていかなる形でもよい、もし協力できれば前向きなメッセージを出していけると思う。

Q 米国本国では未成年への性交は重い罪に問われると聞いているがどう考えるか。

A そのとおりである。だからこそ私たちは真剣に協力している。

(5) 第3海兵遠征軍司令官 ロジャー・B・ターナー

第3海兵遠征軍司令官不在のため、フレッド・インゴ海兵隊太平洋基地政務外交部長に手交した。

本日は司令部と遠征軍を代表してきた。本日のお話は確実に両司令官にお伝えする。今回の不同意性交の容疑に関して、沖縄県民に不安を与えたことは大変遺憾である。司令官、下級指揮官を含め、今回の容疑について真剣に受け止めている。このような容疑・事件は海兵隊の中ではあってはならず、社会の中でもあってはならないことである。過ちを犯した者に対しては、我々は高い基準で責任を取らせる。我々はこうした観点から沖縄県警とは常に積極的に協力し、支援している。日本の司法制度を信頼し、自信を持っている。

私自身は3人の娘がおり、私と家族は沖縄を故郷と思っている。このような容疑や事件に関する県民の懸念を共有している。

我々は全体的にはよき隣人であると考えており、今回のような容疑が全体を反映したものではないと申し上げたい。

(主な質疑応答)

Q 今回の事件は、子どもに対する誘拐事件であり性犯罪であるが、1995年の少女暴行事件以降にSACO合意で情報共有体制がつくられたはずだが今回全く機能せず、沖縄県知事及び沖縄県民に知らされていないことをどう思うか。新しいフォーラムに沖縄県知事をどう位置付けているのか。

A 私の立場で空軍が起こした事件についてのコメントは差し控えたい。

フォーラムと言われているものについては、現在、四軍調整官事務所が軍を代表して、沖縄県または外務省沖縄事務所と調整がなされているものであり、海兵隊の立場としては調整された決定事項に従う立場である。一般的にはいかなる方法でもコミュニケーションの形ができるのは全体的にはよいことである。

Q 海兵隊における短期駐留の方々に対する綱紀粛正の教育はどこまでされているのか。

A 海兵隊に限らず、全ての軍人・軍属に当てはまるものであるが、まず軍人・軍属が沖縄に着任すると、様々なブリーフィング、教育を受けることになる。これは、飲酒運転などの影響や、基地外における行動、セクハラ予防などの様々な教育プログラムを行う。

運転免許も様々なブリーフィングが終了しないともらえない。

着任時のブリーフィング以降は、年に一度、リフレッシュさせる意味でも同様のブリーフィングを受けさせるプログラムを実施しており、部隊ごとにも同様なブリーフィングを受けさせている。

これは今日始めたものではなく、以前からプログラムは継続的に実施している。

1つの例を挙げると、セクハラ防止のブリーフィングだけでも、8月から10月の3か月の間に22の事業が計画されており、部隊規模でいうと中隊規模の部隊で行うこととなっている。

中佐、大佐レベルが指揮する各部隊では、既に個々に同様な教育プログラムが行われている。そして飲酒運転防止として、安全運転に関する講習が年間を通して行われている。それに加えて、沖縄県と協力して飲酒運転をなくすための取組として、沖縄県が推薦する方を招いて、安全運転の重要性、飲酒運転がどのようなリスクを伴うかについて、集中的な講義を基地で行うということも提起されている。

Q 12月の事件を受けて海兵隊においても何らかの対策は行われていたのか。また、6月以降に強化されている再発防止策について伺いたい。

A 私としては海兵隊に限ってのみコメントする。

6月以降、リバティー制度の見直しを行った。それ以前で第3海兵遠征軍における最も直近の見直しは、それまでのアルコール関連の事件・事故があったことによる見直しで、去年の12月に仕上げたものである。我々もリバティー制度は定期的に見直し作業をして、必要に応じて修正していくという対策を取っている。直近の例では、我々が基地に出入りするときには、週末の金土日に検問による飲酒運転チェックなどを行うようにしている。

週末の巡回指導を再開しているが、より効果的な巡回指導が可能になるようにぜひ皆様の御理解、支援をいただきたい。アルコールを提供する店によっては、我々の巡回指導に協力的な業者もあれば、協力をためらうような業者もある。そういった協力をいただけない業者に、協力をいただけるような取組について、支援をいただきたい。

具体的には、午前1時から午前5時までは我々は飲酒を禁止しているが、その時間帯に飲食店のオーナーが、我々の巡回指導員の入店を許可していただければ、その場で違反している者を取り締まったり、または過度に飲酒している者を指導することもできる。

我々は強固な対策を講じており、先ほど例に挙げた22の事業なども含めた強力な対策を8月から実施している。

Q 3人の娘を持つ立場から、この事件をどう考えるか。

A 個人的な気持ちとして、この事案だけでなく全ての事案に当てはまること

であるが、まず私は日本の司法制度に完全な信頼と自信を持っている。制度に基づいて、沖縄県警が最終的に結論を下し、十分な証拠がそろえば裁判に持ち込むという流れになると思うし、裁判所は訴えを起こされたら、司法制度にのっとってやるべきことを行うものと信頼しており、自信を持っている。裁判所のほうで十分な証拠に基づいて有罪にするのであれば、その決定を私は信じるし、必ず正義がなされると思う。

(6) 沖縄防衛局長 伊藤 晋 哉

米兵による性犯罪が相次いでいることは極めて遺憾であり、米側に対し遺憾の意を伝え、綱紀粛正及び再発防止の徹底を申し入れている。

こうした事件の発生を米側も深刻に受け止めており、地元の捜査当局また一連の取調べには協力がなされている。しかしながら、このような米軍人等の事件は地元の皆様に大きな不安を与えるもので、あってはならないものである。防衛省として、米側に継続して様々な機会にこうした事件の防止を強く徹底を求めていく考えである。

要請の1点目及び2点目の被害者の方への対応について、基本的な仕組みとして、今回のような公務外の事案においては、賠償の責任自体は加害者が負うことになるため、基本的には当事者間の示談により、賠償については解決が図られる。また、当事者間で示談が困難な場合、地位協定の手続に基づいて、米国政府が慰謝料を決定し、被害者の同意を得て支払う制度がある。

こういう制度に基づく手続になった場合には、当方としてしっかり対応していく考えである。

こうした事件においては、被害者の方また御家族の心情に配慮をしながら丁寧に対応することが必要であり、警察、米軍と緊密に連携してしっかり対応したい。

要請の3点目の通報の問題については、様々な指摘をいただいている。政府の対応として、今後のこうした重大事件に関する自治体への情報共有の在り方について、米軍基地を多く抱える沖縄の方々の不安、御心配を踏まえ、防衛省として関係省庁とともに検討していく。

捜査当局においては、従前から事件の公表に当たっては刑事訴訟法の趣旨を踏まえて、事案ごとに公益上の必要性、関係者の名誉、プライバシーへの影響、捜査・公判への影響を判断して、公表するか否かを慎重に判断をしてくれている。他方、このような事案であっても、米軍施設が集中している沖縄において、米軍人による犯罪予防の観点から、対応を検討する必要があるということに留意し、関係省庁と連携の上、可能な範囲で自治体に対しての情報

伝達を行うこととなった。こうした情報の伝達について、当局としてもしっかりと対応する。

要請事項の４点目の地位協定については、外務省所管の事項であり、要請内容は、防衛省を経由して外務省にしっかりと申し伝える。

(主な質疑応答)

Q 再発防止に関する兵士への教育プログラム等について、県及び地元の意見を取り入れる仕組みを考えてもらいたいがどうか。

A 在日米軍司令官が発表した中で研修教育の強化が項目として入っている。沖縄に赴任する米軍については、着任時にオリエンテーションの形で、歴史及び過去のいろいろな不幸な事件も含めて教育はされているが、内容面での充実についても、米側としっかりと話をしていきたい。

Q 95年の少女暴行事件の後、S A C O合意の中で連絡体制が構築されたはずであるが、この数年うまく情報共有ができていない。新しいフォーラムをつくるのであれば、その反省を踏まえる必要があるが、どう考えているか。また、新しいフォーラムをつくるのであれば最初から沖縄県知事に情報共有するような形をつくらせるべきではないか。

A S A C O合意に基づく米軍人等の事件に係る通報について、捜査当局の判断も踏まえながら個々に判断をするという意味では、政府としては必ずしも今回の対応が合意に違反していたとは考えてはいない。

また、性犯罪事件において、近年特に被害者のプライバシーや心情、二次被害防止などに配慮する必要性が社会的な状況として高まっているということも背景にはあると考えている。

ただし、特に米軍基地が多数集中している沖縄において、米軍兵の犯罪予防の観点から、通報について官房長官が発表したような改善を行う必要があると判断しており、しっかりと対応していく。

フォーラムの具体的な内容については、これから具体化を図っていくと思われるため、我々もしっかり参画していく。

Q 米軍との間で、抗議の場以外に、日頃のコミュニケーションを図る場、本音で話合いができる場が必要ではないか。

A フォーラムが、そうした地域等のコミュニケーションの向上も含めた場としていくことは今後の具体化に当たって重要な点であり、そうなるよう関係機関と連携したい。

Q 今回の事件について、沖縄防衛局に情報がシェアされなかったことについて、どのように考えているか。

A 特に今回のように情報の取扱いに非常に慎重さを求められるような事案において、捜査機関における事件の取扱いについての判断も踏まえて、外務省がその情報の取扱いを判断されたこと、外務省において米側に申入れをするなどの対応していたことを踏まえると、今回、早い段階で我々に情報共有がなかったことは、必ずしも問題だとは考えていない。

ただし、一連の議論を踏まえた改善を行うことが、方向性として必要と感じている。

以 上

別紙

要 請 日 程

県外要請

月 日	曜日	時間	要 請 先 等	場 所
令和 6 年 7 月 19 日	金	7:15 ～ 9:45	那覇空港発（JAL900便） 羽田空港着	
		11:15 ～ 11:45	駐日米国大使 ラーム・エマニュエル （大使不在のため、ケミー・モナハン 首席公使に手交）	駐日米国 大使館
		13:10 ～ 13:25	内閣総理大臣 岸 田 文 雄 （内閣総理大臣不在のため、田中聖也 内閣審議官に手交）	内閣府本府 会議室
		15:05 ～ 15:15	防衛大臣 木 原 稔 （大臣不在のため、松本尚防衛大臣政 務官に手交）	第 1 省議室
		15:50 ～ 16:05	外務大臣 上 川 陽 子 （大臣不在のため、柘植芳文外務副大 臣に手交）	政務官 応接室
		15:50 ～ 16:05	囲み取材	外務省 1 階ロビー
7 月 20 日	土	15:35 ～ 18:20	羽田空港発（SKY519便） 那覇空港着	

県内要請

月 日	曜日	時間	要 請 先 等	場 所
令和 6 年 8 月 1 日	木	9:40 ～ 10:10	外務省沖縄事務所特命全権大使 宮 川 学 （特命全権大使不在のため、石黒亮副 所長に手交）	外務省沖縄 事務所会議 室

		10:50 ～ 11:20	在沖米国総領事 マシュー・ドルボ (総領事不在のため、ニコール・リ マヌチェリ総領事代理に手交)	在沖米国総 領事館会議 室
		13:00 ～ 13:30	第18航空団司令官 ニコラス・エバンス (第18航空団司令官不在のため、エリ ン・ディック第18広報局局長代行に 手交)	嘉手納基地 内会議室
		14:10 ～ 14:40	在日米軍沖縄地域調整官 ロジャー・B・ターナー (在日米軍沖縄地区調整官不在のた め、ジン・パク在日米軍沖縄地区事 務所長に手交)	キャンプ フォスター 内会議室
		14:50 ～ 15:20	第3海兵遠征軍司令官 ロジャー・B・ターナー (第3海兵隊遠征軍司令官不在のた め、フレッド・インゴ海兵隊太平洋 基地政務外交部長に手交)	キャンプ フォスター 内会議室
		16:10 ～ 16:40	沖縄防衛局長 伊 藤 晋 哉	沖縄防衛局 会議室

要請陳情等活動費

- ・ 令和6年11月26日～11月27日 那覇一東京ホテルパック料金(1泊2日)
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 94,000 円

領 収 証		137213
(RECEIPT)		
ヤマウチ スエコ		様
¥ 94,000-		
但し 11/26 発 那覇→下田		
航空券代金・ホテルパック代金・宿泊代として		
上記の金額正に領収致しました。		消費税10% (内税)
令和 6 年 11 月 25 日		株式会社 ワールド ツーリスト 本社 沖縄県沖縄市久保田1丁目7番26号 〒904-0023 電話 (098) 933-8787 (代) FAX (098) 933-5600 石川 沖縄県うるま市石川白浜2-3-17 営業所 電話 (098) 964-2618 (代) 〒904-1106 FAX (098) 965-3460 登録番号: T3360001007419
領収者		

- ・ タクシー代(県議会→那覇空港)理由:時間が差し迫っていたため
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 1,800 円
- ・ タクシー代(浜松町→国会)理由:時間が差し迫っていたため
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 2,000 円

領 収 書
 現・チ・ク・割引 No.0009
 日付 24年11月26日
 車番 000105 000
 メータ運賃 ¥1,800-
 合計 ¥1,800-
 内消費税等 ¥163-
 消費税率 10%
 上記の通り領収致しました

毎度ご乗車有難う御座います
 お忘れ物 お問合せは
 下記までご連絡下さい。

西武タクシー 株式会社

沖縄県那覇市辻1-16-13
 TEL 098-868-7508
 課外登録番号
 T9-3600-0300-0696

領 収 書

車両番号 6339号
 2024年11月26日 20:21
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 (現金、チケット、クーポン、カード)
 乗車料金 2000円
 運賃料金計 2000円
 計 2000円
 消費税率 10.0%

飛鳥交通第五株式会社 登録番号:T3010801000401
 飛鳥交通第五
 お忘れ物は、忘れ物係サービスFindへ
 QRを読み込み、Lineからお問い合わせ
 その他はカスタマーサポートデスクへ
 TEL:050(3173)4200 平日9:00~17:00

要請陳情等活動費

・ タクシー代 (国会→羽田空港)

理由:体調不良の議員もあり、時間が差し迫っていたため

・ 充当割合 1/3 案分(3名で同乗のしたため)
・ 充当額 3,240 円

・ タクシー代 (那覇空港→県議会) 理由:時間が差し迫っていたため

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 1,800 円

クレジット売上票
(お客様控)

加盟店名
セイワタクシー
03-3888-3195
車番 151580
ご利用日 2024/11/27 18:32:11
カード番号
有効期限 XX/XX 取引/売上
伝票番号 05558 支払/一括
端末No 31202-023-30036
カード会社 SMCC
承認番号 002736
処理通番 316567

運賃 ¥9000-
ETC料金 ¥720-
カードご利用額 ¥9720-

ARC00 ATC0009 No00
A00000000041010
Mastercard

CARDNET
(営業回数1486)

山内末子、渡久地修
当山勝利

領収書
(クレジットカード支払)
No. 1486

日付 2024年11月27日
車番 151580
運賃 ¥9000-
ETC料金 ¥720-
合計 ¥9720-
消費税率 10%

毎度ご乗車ありがとうございます。
DAIWA TAXI GROUP
政和自動車株式会社
東京都足立区千住宮元町7-2
TEL 03-3888-3195
タクシーのご利用は無線配車センターへ
TEL 03-3563-5151
登録番号
T8011801009048

領収証

車両番号 395号
2024年11月27日
毎度ご乗車ありがとうございます。
(現金・チケット・クーポン・カード)
乗車料金 ¥1800円
運賃料金計 ¥1800円
言上 1800円
消費税率 10.0%
登録番号: T8360001015887
沖縄交通グループ
株式会社 東洋交通
沖縄県那覇市寄宮3-12-8 101号
TEL(098)832-2651 FAX(098)832-2652
Contracted With AAFES
お忘れ物はありませんか?
御利用ありがとうございました。

要請・陳情等活動記録簿

山内 末子

年 月 日	令和6年11月26日（火）～11月27日（水）			
要 請 先	別紙参照			
対 応 者	別紙参照			
参 加 者	別紙参照			
要請等の趣旨	令和7年度沖縄振興予算に関する要請			
日程・内容	月 日(曜日)	時 間	要請先等	内 容
			別紙参照	
	別紙参照			
成果及び所見	【成果及び所見】 与党会派代表で初めて内閣府や政党に対して次年度予算の満額確保を目指して要請した。 近年減額が続くハード交付金について自治体振興に多大な影響が出ていることや県の実態をしっかりと伝えられたことはとても大きな意義があったと考える。国会議員や国政与党任せにすることなく、引き続き要請を続けていきたい。			
備 考				

11月27日(水) 令和7年度沖縄振興予算に関する要請行動日程

In	Out	マスコミ	うりずんの会・沖縄県政与党会派代表者	連絡先／備考
8:50			県議(山内、渡久地、当山)参院会館入り 受け入れ 伊波事務所末廣秘書	
9:00	9:30	フル オープン	社会民主党 福島みずほ党首 参議院議員会館地下1階 B107会議室	窓口 新垣室
10:00	10:40	頭撮り	内閣府 鳩山二郎副大臣(10時～10時10分) 要請後、担当者との意見交換30分 内閣府合同庁舎8階 818号室	9時50分に内閣府庁舎 (合同庁舎隣)で担当者 カタギリさん待合せ
			お昼休憩	
12:50	13:00	頭撮り	自由民主党 小淵優子沖縄振興調査会会長 衆議院第2議員会館8階 823号室	
13:15		フル オープン	れいわ新選組 山川仁国対委員長 衆議院第1議員会館3階 310号室	
14:00	15:00	頭撮り	要請は14時～14時15分 財務省 中山光輝(なかやまみつる)主計局次長 その後意見交換、14時15分～14時 意見交換担当 関谷遥香(せきやはるか)主計局主査 財務省 第3局議室(南239A)	
15:30		フル オープン	日本共産党 小池晃書記局長 衆議院本館3階 第17控室	窓口 赤嶺室
16:30		頭撮り	立憲民主党 小川淳也幹事長 逢坂誠二衆議院沖北委員長 福山哲郎沖縄協議会座長 石川香織ネクスト沖縄担当大臣 衆議院第2議員会館4階 418会議室	窓口 屋良室
自然休			国民民主党 事務局対応 参議院本館2階 第2控室	同休
自然休			日本維新の会 事務局対応 参議院本館3階	同休

MEMO
【参加者】 うりずんの会 衆議院議員 赤嶺政賢、新垣邦男、屋良朝博 参議院議員 伊波洋一、高良鉄美 県政与党会派代表者・県議会議員 山内末子、渡久地修、当山勝利 【備考】 公明党は党として対応難しい

2024 年 11 月 27 日

財 務 大 臣
加藤勝信 様

沖縄県議会議長 与党会派一同
山内末子（ていーだ平和ネット会派長）
仲宗根悟（おきなわ新風会派長）
渡久地修（日本共産党沖縄県議団会派長）
当山勝利（沖縄社会大衆党会派長）

令和 7 年度沖縄振興予算に関する要請

沖縄県は「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」で示すように、沖縄県の自立的発展と県民一人ひとりが豊かさを実現できる社会に向けて、取り組みを進めているところです。政府が閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2024」では、沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進していくと示しています。沖縄振興予算の十分な確保、一括交付金の増額確保が特に重要です。

つきましては、沖縄県の要望している通り下記について要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 沖縄県の振興が日本全体の発展に寄与することを鑑み、令和 7 年度の沖縄振興予算について沖縄県の要望に沿った形で、事項要求している防災・減災、国土強靱化対策、水道施設の緊急整備に必要な経費を含め所要額の確保を図ること。
2. ソフト交付金、ハード交付金ともに概算要求額以上の額の確保を図ること。

以上

要請陳情等活動費

〈おきん〉をご利用いただきありがとうございます。

おきん キャッシュカードご利用明細

●お支払後の元帳残高頭部に「-」印字がある場合はご融資残高(総合口座、カードローン)を表わします。

取引内容	取引日	連番	取引店番
お支払	07031202180		
銀行番号	取引店番	口座番号	
0188			
万	千	百	十
5	2	1	0

センター取引時刻	取引金額		
14:05:43	¥111,660		
センターコード	お取引後残高		
備考 (手数料)			
デスウリヨウ ¥165			
オツリ ¥0			

お振込先

油壱銀行

普通

お受取人 カ)コクサイリヨコウシヤ

様

ご依頼人 ヤマウチ スエコ

様

098-866-2702

振込日 07.03.12 N030016

①油壱銀行

・ 令和7年2月5日~2月7日

那覇一東京ホテルパック料金(2泊3日)

111,660-15,760(JTB取消料)=95,900

95,900+165(振込手数料)=96,065

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため

・ 充当額 96,065

No. 00355440-02
DATE: 2025年02月26日
PAGE: 1

観光庁長官登録旅行業 第411号
株式会社 国際旅行社
本社
登録番号: 17360001000931
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地
3-4-10久茂地YAKA2F

TEL: 098-867-2121 FAX: 098-861-5133

山内 末子 様

請求書

毎度、国際旅行社をご利用頂き、誠に有難うございます。
下記の通りご報告申し上げますので、宜しくお願い致します。

請求書		金額
☐ 出発日	2025年02月06日(木) 2日間 (AABA02)	
☐ ツアー名	ホテルパック/横	
☐ 明細		
MS YAMAUCHI SUEKO	山内 末子 様	
ホテルパック代金		
マウトイン赤坂 1泊		¥78,800
マウトイン赤坂 1泊		¥-78,800
JTB取消料		¥15,760
ホテルパック代金		
相鉄マウトイン新橋島森口マウトイン赤坂		¥95,900
	[金額合計]	
	¥111,660	
	[内消費税額合計]	
	¥8,718	
消費税10%対象	¥95,900	(内消費税) ¥8,718
消費税対象外	¥15,760	

お支払は弊社下記銀行口座へ

03月07日 までにお振込願います。

☐ 振込先 琉球銀行 松尾支店
沖縄銀行 本店営業部
口座名: 株式会社 国際旅行社
☐ ゆうちょ銀行: 記号
口座名: 株式会社 国際旅行社

ご請求額 ¥111,660

ご入金額 ¥0

今回ご請求額 ¥111,660

担当者

要請陳情等活動費

〈おきん〉をご利用いただきありがとうございます。

おきん キャッシュカードご利用明細

●お支払後の元帳残高欄頭に「-」印字がある場合は
ご融資残高(総合口座、カードローン)を表わします。

取引内容	お支払	取引日	0703120215	取扱店番	
銀行番号	0188	取引店番		口座番号	
万	千	百	十	元	角
5	2	0	0	0	0

センター取引時刻	14:03:52	取引金額	¥83,900		
センターコード		お取引後残高			
備考(手数料)					
*****		テスリヨウ	¥165		
		オツリ	¥0		

お振込先
沖縄銀行
普通
お受取人 カ)コクサイリヨコウシヤ 様
ご依頼人 コウキ カナシ 様
098-866-2702
振込日 07.03.12 N030015
(@ 沖縄銀行)

- ・ 令和7年2月6日~2月7日
那覇一東京ホテルパック料金(1泊2日)
83,900+165(振込手数料)=84,065
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 84,065

No. 00355446-02
DATE: 2025年02月26日
PAGE: 1

コウキ カナシ 様

観光庁長官登録旅行業 第411号
株式会社 国際旅行社
本社
登録番号: T7360001000931
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地
3-4-10久茂地YAKA2F

TEL:098-867-2121 FAX:098-861-5133

請求書

毎度、国際旅行社をご利用頂き、誠に有難うございます。
下記の通りご報告申し上げますので、宜しくお願い致します。

請求書				金額	
☐ 出発日	2025年02月06日(木)	2日間	(AABA02)	¥83,900	
☐ ツアー名	ホテルパック/様				
☐ 明細	コウキ カナシ 様 ホテルパック代金 マドバイン赤坂 1泊				
消費税10%対象					
【金額合計】			¥83,900	【内消費税額合計】	¥7,627
			¥83,900	(内消費税)	¥7,627

お支払は弊社下記銀行口座へ
03月07日 までにお振込願います。

- ☐ 振込先 : 琉球銀行 松尾支店
沖縄銀行 本店営業部
口座名: 株式会社 国際旅行社
- ☐ ゆうちょ銀行: 記号:
口座名: 株式会社 国際旅行社

ご請求額	¥83,900
ご入金額	¥0
今回ご請求額	¥83,900
担当者	

統一様式－⑪

要請・陳情等活動記録簿

幸喜 愛

年 月 日	令和7年2月6日（木）～7日（金）			
要 請 先	政府・各政党等			
対 応 者	内閣官房長官・外務大臣政務官・防衛大臣政務官ほか			
参 加 者	米兵による少女暴行事件への抗議と再発防止を求める沖縄県民大会実行委員会			
要請等の趣旨	別紙参照			
日程・内容	月 日(曜日)	時 間	要請先等	内 容
	2月6日	12:30	防衛省ほか	政府への要請行動
		17:00	衆議院第二議員会館 多目的会議室	「米兵による少女暴行事件に対する抗議と再発防止を求める県民大会報告集会」議員集会
		18:00	〃	「なかったことにしないで！繰り返す米兵による性暴力を許さない市民集会」
	2月7日	9:00	国会・議員会館	各政党への要請
	【内容】 2024年12月22日沖縄市民会館において開催された県民大会に際し採択された「米兵による少女暴行事件に対する抗議と再発防止を求める県民大会決議」の4項目について、解決に向けて取り組むことを内閣総理大臣ほか関係省庁、政党等へ要請。また、24年11月に発生した事件が25年1月に発覚したことに対する抗議も併せて行なった。夕方には県民大会の報告集会が開かれ、市民集会には100名以上の市民が駆けつけ、立ち見も出るほどだった。2日目は各政党への要請。			
成果及び所見	【成果及び所見】 沖縄県民大会実行委員総勢20名での政府要請等東京行動は、二日間という短い期間で多くの政府関係者、政党関係者に直接沖縄の声を届けられたことがとても良かった。特に今回は女性を中心とした市民等が代表となって、直接政府関係者に抗議の意思を伝えられたことの成果は大きいと感じた。 各政党への要請では、面会いただいた代表者の方々とこの問題への認識を共有することができたと思う。その中で、自民党公明党からは、直前になって面会ができないとの事態であったことは大変残念でならない。国民の人権が侵害され、幼い子どもたちまでもが巻き込まれている現状に誰よりも敏感であって欲しいと願わずにはいられなかった。米軍基地があるが故の米軍人軍属から受ける性被害を、沖縄だけの問題としてではなく日本全体の問題として捉えてもらいたい。			
備 考				

要請・陳情等活動記録簿

山内 末子

年 月 日	令和7年2月5日（木）～2月7日（土）			
要 請 先	別紙参照			
対 応 者	別紙参照			
参 加 者	別紙参照			
要請等の趣旨	別紙参照			
日程・内容	月 日(曜日)	時 間	要請先等	内 容
	2/5	16時～18時	会議	市民集会・議員集会打合せ
			別紙参照	
成果及び所見	県民大会実行委員会による政府要請行動、政府機関・政党関係機関に対して20名のメンバーで沖縄の声を届けた。この県民大会は女性を中心となり企画から運営まで行うという画期的な活動である。戦後80年にも及ぶ米軍の植民地的扱いによる女性への人権侵害・尊厳がないがしろにされている実態をしっかりと訴え、地位協定改定の実現を強く求めた。また関東近郊の皆さんの住民集会や議員集会も開催し沖縄だけの問題とせず日本全体で考えていただきたいと世論喚起を訴えた意義深い集会でした。			
備 考				

米兵による少女暴行事件への抗議と再発防止を求める沖縄県民大会実行委員会

政府要請等東京行動スケジュール（参加者配布用）

2月6日（木）	08:00	那覇空港発 ANA460 便搭乗（各自で搭乗下さい）
	10:10	羽田空港着（到着ロビー集合～確認後移動） ○モノレール羽田空港駅～浜松町駅 ○タクシーにて衆議院第二議員会館へ
	12:00	議員会館到着予定（担当：[REDACTED]） ランチ（お弁当）＆ミーティング 場所：衆議院第二議員会館 1 階第 3 面談室 1. 要請行動（1～3 班）
	12:30～12:50	①総理大臣 対応：青木一彦内閣官房副長官 @参議院議員会館 8 階 814 号室
	14:00～14:30	②外務大臣 対応：英利アルフィア外務大臣政務官（本省）
	14:40～14:55	③防衛大臣 対応：小林一大防衛大臣政務官（本省）
	15:00～15:30	④沖縄担当大臣 対応：真由美智也沖縄政策総括参事官@要請団控室
	15:30～16:00	⑤内閣府特命担当大臣@要請団控室 対応：田中宏和内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長 近藤裕行こども家庭庁成育局安全対策課長
	17:00～18:00	⑥アメリカ大使（面談不可・郵送） 2. 議員集会（衆議院第二議員会館 1 階多目的会議室） ※プログラム別紙
	18:30～19:30	3. 市民集会（衆議院第二議員会館 1 階多目的会議室） ※プログラム別紙
	20:15	参加者夕食懇親会 場所：農村 BESE 食堂 会館より徒歩 10 分、ホテルへ徒歩 15 分
	21:30	終了予定 宿泊：マロウドイン赤坂 港区赤坂 6-15-17 03-3585-7611
2月7日（金）	08:30	衆議院第二議員会館集合（控室） 4. 政党への要請（1～3 班）※国会・議員会館内
	12:30～13:00	①自由民主党 ②立憲民主党 対応：小川純也幹事長@党本部 8 階 ③公明党
	13:00～13:15	④日本維新の会 対応：高橋英明衆議院議員@衆議院本館 3 階 25 控室
	13:35～13:50	⑤国民民主党 対応：川合孝典参議院議員 @衆議院第一議員会館地下 2 階国民民主控室
	14:00～14:30	⑥日本共産党 対応：田村智子委員長@ ⑦れいわ新選組
	11:30～12:00	⑧社会民主党 対応：福島瑞穂党首@参議院会館 1111 号室
	14:00～14:15	⑨参政党 対応：神谷宗弊党代表@参議院議員会館 520 号室 ⑩日本保守党
	12:00	ランチタイム（国会議員会館内）
	17:05	羽田空港発 JAL923 便
	20:00	那覇空港着

政府要請等東京行動メンバー

NO	名 前	所属団体・役職等
1	伊良波 純 子	共同代表・沖縄県女性団体協議会会長
2	高 良 沙 哉	共同代表・沖縄大学教授
3	親 川 裕 子	共同代表・Be the change Okinawa代表
4	神 谷 めぐみ	共同代表・アクション沖縄代表
5	久手堅 幸 子	事務局長・沖縄県女性団体協議会副会長
6	山 内 末 子	事務局次長・県議会議員
7	高 里 鈴 代	幹事・基地軍隊を許さない女たちの会共同代表
8	立 田 由 美	フェミ・ブリッジ
9	古 川 万 里	フェミ・ブリッジ
10	上 野 さやか	エンパワメント・ラボ・おきなわ
11	崎 浜 空 音	学生
12	中 塚 静 樹	学生
13	多和田 栄 子	沖縄県女性団体協議会理事
14	伊 佐 久仁子	沖縄県教職員組合女性部長
15	宮 国 麻弥子	沖縄県高等学校・障害児学校教職員組合副委員長
16	幸 喜 愛	県議会議員
17	喜友名 智 子	県議会議員
18	瀬 長 美佐雄	県議会議員
19	瑞慶覧 長 風	県議会議員
20	岸 本 喬	事務局・沖縄平和運動センター事務局長

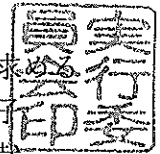
2025 年 2 月 6 日

内閣総理大臣

石 破 茂 様

米兵による少女暴行事件に対する抗議と再発防止を求める
県民大会実行委員会 共同代表

伊良波 純
高 良 沙 哉
親 川 裕 子
神 谷 めぐみ



要 請 書

日頃のご活躍に敬意を表します。

当実行委員会は、2024 年 12 月 22 日、沖縄市民会館において県民大会を開催し、別紙のとおり「米兵による少女暴行事件に対する抗議と再発防止を求める県民大会決議」を採択いたしました。

また、24 年 11 月に発生した事件が今年 1 月に発覚したため、抗議声明を発出しましたので付帯文書として添付いたします。

つきましては、決議した 4 項目の解決に向けて真摯に取り組まれますよう要請いたします。

同実行委員会連絡先

住所：〒900-0021 那覇市泉崎 2-105-18-4F 平和センター内

電話：098-8333-3218

度重なる米兵による女性暴行事件に対する抗議声明

2024 年 11 月に米海兵隊員が、面識のない 20 代の女性に性的暴行を加えていたことが新たに発覚しました。本件は、事件発生から2ヶ月経過した年明けに、県民は報道によって知るところとなりました。2023 年 12 月に発生した少女誘拐・性的暴行の発生と隠ぺいに対し、沖縄県内で怒りがくすぶり続けていたにも関わらず、米兵に対する再発防止、綱紀粛正は十分に機能していなかったことは明白です。事件共有に関する新たな通報体制が開始されましたが、通報は、本来、事件発生後「遅滞なく」なされなければなりません。

一昨年 of 少女誘拐・性的暴行事件の発生と隠ぺいに対して、沖縄県議会及び、県内市町村議会での抗議決議がなされています。またこの間に、沖縄県内では、米兵による少女暴行事件に対する抗議と再発防止を求める大規模な県民大会を開催しており、米軍、及び日本政府は、米軍の凶悪犯罪に対して沖縄県民が被っている被害や、恐怖、強く再発防止を求めていることを認識していたはずで、県民一人ひとりの人権はあまりにもないがしろにされています。

現在、被疑者の身柄は米軍内に残した形で、書類送検されており、公務外の凶悪犯罪であるにも関わらず、またもや日本側は身柄引き渡しを求めています。それは、「生き地獄にいるよう」と胸のうちを語る今回の被害者の意にも全く反するものであり、このような加害者を利する日本側の弱腰の対応が、米軍犯罪を野放しにしているのではないのでしょうか。

2024 年 10 月、国連女性差別撤廃委員会は日本政府審査後の総括所見で、在沖米兵らによる女性への性暴力を防止することとあわせて「加害者を適切に処罰し、サバイバーに十分な補償を提供するための適切な措置を講じること」を勧告しました。

日本政府は、今回、残念なことに米軍に対し強い抗議をしていません。性暴力は、人間の尊厳を蹂躪する行為であり、万に一つも起きてはなりません。人々の人権を保護するのは一義的に日本政府の責任です。

そして、米軍は、自らの兵士が平時の沖縄において、民間人に対して凶悪犯罪を起こさないように統制する義務があります。従来どおりの綱紀粛正、再発防止は、実効性がありません。米軍は沖縄県民の安全を脅かしており、米軍自らが自身を律する力を持たなければなりません。

米軍駐留によって、人間の尊厳が脅かされ続けることに対して強く抗議し、日本政府による米軍に対等な立場での強い抗議と、米軍が性暴力を二度と起こさない実効性のある対策を講じるよう強く求めます。

2025 年 1 月 15 日

米兵による少女暴行事件に対する抗議と再発防止を求める沖縄県民大会 実行委員会

米兵による少女暴行事件に対する抗議と再発防止を求める沖縄県民大会 決議

2023年12月、沖縄県内の16歳未満の少女が、米空軍兵により誘拐され性的暴行を受けていた事が、県民には2024年6月になって初めて知らされた。被害者が未成年だった事で県内に大きな衝撃が走ったが、性暴力が半年間も伏せられていたことは、県民に強い不信感を抱かせた。

沖縄で1995年に発生した米兵による少女暴行事件を契機に、日米間では、「在日米軍に係る事件・事故発生時の通報手続き」が合意されていた。しかし今回、捜査当局及び外務省から県へ情報提供はなく県民へも知らされなかった。

その後、2023年1月から2024年5月末までの間に、米兵による性犯罪が他に4件も起こっていたことが明らかになった。即座に通報されていれば、後に続いた性暴力を防ぐことができたのではないかと、隠蔽の影響は大きい。

性暴力は、人間の尊厳を蹂躪する行為であり、非難されるべきは加害者である。

沖縄県議会は、事件発覚直後の2024年7月、「相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議」と同「意見書」を全会一致で可決し、沖縄県内全41市町村議会でも、県外の自治体においても抗議決議が可決された。

2024年10月、スイスのジュネーブで国連女性差別撤廃委員会の日本政府審査が開かれ、沖縄から参加した女性たちが、在沖米軍による県内での深刻な性被害が相次いでいる事について訴えた。

委員会は、米兵らによる女性への性暴力について「加害者を適切に処罰し、サバイバーに十分な補償を提供するための適切な措置を講じること」を日本政府に初めて勧告した。これは国際社会からの重要な勧告である。米兵による性暴力を起こさせない責任は、一義的に日米両政府にある。

12月13日、わいせつ目的誘拐と不同意性交等罪に対する裁判で、懲役7年の求刑に対し5年の有罪判決が出た。性交同意年齢に満たない少女に対するわいせつ目的誘拐、性的暴行が卑劣な加害行為であったことを思うと、この量刑では軽すぎる。

「被害者は決して悪くない」。私たちは、勇気ある訴えに応えたい。

今回の性暴力事件とその後の決められた通報体制が無視されたことに対して満腔の怒りをもって抗議するとともに、徹底した再発防止に向けて下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

1. 被害者への謝罪と丁寧な精神的ケア及び完全な補償を行うこと。
2. 被害者のプライバシーの保護と二次被害の防止を徹底すること。
3. 事件発生時の県・市町村等自治体への速やかな情報提供を確実にすること。
4. 米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

2024年12月22日

米兵による少女暴行事件に対する抗議と再発防止を求める沖縄県民大会 参加者一同

統一様式－①

経費区分別支出一覧表

経費区分

会議費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
7/2	珈琲等	9,655	1/2	4,827
8/20	珈琲等	9,255	1/2	4,627
9/6	珈琲等	10,180	1/2	5,090
9/6	ペットボトルお茶	9,385	1/2	4,692
9/18	お水	10,000	1/2	5,000
10/8	珈琲等	10,054	1/2	5,027
11/27	お水	10,000	1/2	5,000
11/27	珈琲等	9,655	1/2	4,827
12/23	珈琲等	8,856	1/2	4,428
1/10	紙コップ・ペットボトルお茶	6,104	1/2	3,052
1/23	珈琲等	8,758	1/2	4,379
2/18	珈琲等	14,300	1/2	7,150
3/3	お水	10,000	1/2	5,000
3/18	珈琲等	18,260	1/2	9,130
4/8	ペットボトルお茶(3月分)	4,575	1/2	2,287
A. 小計				74,516
B. 支払証明書計				
会議費 充当合計				74,516

会議費

- ・ 珈琲代等
- ・ 充当割合 1/2 政務活動以外も含むため
- ・ 充当額 4,827 円

UNIMAT LIFE

領収書

伝票NO 0004 0 6316
沖縄県議会派
てい-た平和ネット 様
納品先NO 11B20117 領収日 2024/07/02 11:09

株式会社ユニマツライフ
登録番号 1901040103048/
沖縄県那覇市おもろまち 4-1
9-30 新都心Dビル3階

担当営業所 沖縄営業所
TEL 0989176227
担当者

上記金額正に現金にて領収致しました。

MIYABI フレンチ豆250g	
※ 3 キット	5,250 円
MIYABI フレンチ豆250g	
※ 1 袋	2,950 円
森永パウダー100g	
※ 2 個	740 円

8%消費税 715 円
8%対象合計 8,940 円
合計金額 9,655 円
※消費税軽減税率適用

次回訪問日 2024 年 07 月 30 日

複写及び金額に訂正のあるものは
無効とさせていただきます。

- ・ 珈琲代等
- ・ 充当割合 1/2 政務活動以外も含むため
- ・ 充当額 4,627 円

UNIMAT LIFE

領収書

伝票NO 0005 0 7584
沖縄県議会派
てい-た平和ネット 様
納品先NO 11B20117 領収日 2024/08/20 11:15

株式会社ユニマツライフ
登録番号 1901040103048/
沖縄県那覇市おもろまち 4-1
9-30 新都心Dビル3階

担当営業所 沖縄営業所
TEL 0989176227
担当者

上記金額正に現金にて領収致しました。

MIYABI フレンチ豆250g	
※ 3 キット	5,250 円
森永パウダー100g	
※ 1 個	370 円
BCP NF7717E-100g	
※ 1 袋	2,950 円

8%消費税 665 円
8%対象合計 8,570 円
合計金額 9,235 円
※消費税軽減税率適用

次回訪問日 2024 年 09 月 03 日

複写及び金額に訂正のあるものは
無効とさせていただきます。

会議費

- ・ 珈琲代等
- ・ 充当割合 1/2 政務活動以外も含むため
- ・ 充当額 5,090 円

UNIMAT LIFE

領収書

伝票NO 0009 0 8148

沖縄県議会会派
ていーだ平和ネット

様

納品先NO 11820117 領収日 2024/09/06 14:06

株式会社ユニマップライフ

登録番号 1901040103048/
沖縄県那覇市おもろまち 4-1
9-30 新都MID1ビル3階

担当営業所
TEL
担当者

沖縄営業所
0989176227

上記金額正に現金にて領収致しました。

MIYABIフレンド茶 250ml
※ 3 ヶ月 5,250 円
簡易メジャー 1 個 500 円
KORO用浄水フィルタ 1 個 3,600 円

8%消費税 420 円
8%対象合計 5,250 円
10%消費税 410 円
10%対象合計 4,100 円
合計金額 10,180 円
※消費税軽減税率適用

次回訪問日 2024 年 10 月 01 日

複写及び金額に訂正のあるものは
無効とさせていただきます

- ・ 紙コップ・ペットボトルお茶等
- ・ 充当割合 1/2 政務活動以外も含むため
- ・ 充当額 4,692 円

払込受領書

(コンビニエンスストア等お支払用)

払込人氏名
ていーだ平和ネット

お問い合わせ番号
53007694

金額 ¥9385
内消費税等(728)

受取人
三井住友カード株式会社
アスクル担当販売店
株式会社オキジム

受領印
コンビニエンスストア等お支払用

収入印紙貼付欄

24.9.06

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

2024.9.6

アスクルご請求書

031006 001 C2 511775 00002/00002 53007694 U AB 00781005

月日 / 伝票番号 / 取引区分	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)
08/23 51398305			
198-2734 紙コップ未晒し 内面白無地 7オンス (205ml)	1セット (300個: 30個入×10袋)	1,969	1,969
118-5741 伊藤園 ウーロン茶 2.0L 1セット (12本: 6本入×2箱)	1	2,660	2,660
103-625 【ブレンド茶】 からだ巡茶 2L 1箱 (6本入)	1	1,410	1,410
346-811 アサヒ飲料 十六茶 2.0L 1箱 (6本入)	1	1,453	1,453
P71-4717 サントリー 伊右衛門 2L 1箱 (9本入)	1	1,893	1,893
	小計		9,385

会議費

- ・ お水代
- ・ 充当割合 1/2 政務活動以外も含むため
- ・ 充当額 5,000 円

- ・ 珈琲代等
- ・ 充当割合 1/2 政務活動以外も含むため
- ・ 充当額 5,027 円

UNIMAT LIFE

エイトクリエイティブ株式会社
〒901-0223
豊見城市翁長844-24
TEL:098-856-3506
登録番号:T7-3600-0101-8379
端末番号:C3D9

領収書 兼 請求書

イーダ平和ネット 御中(様)
2024-09-18 15:24:45
端末取引ID:13538
スタッフ:

10本カード 11000ポイント付与
¥10,000

小計	¥10,000
税	¥0
合計	¥10,000
内消費税	(¥909)
	(10%対象 ¥10,000)
	内消費税 ¥909
合計点数	1点
お預り金額	¥10,000
お釣り	¥0

00001331	
現在ポイント	2,000pt
獲得ポイント	11,000pt
利用ポイント	0pt
合計ポイント	13,000pt

★配達のご注文は、前日までに電話（留守番電話24時間受付）
または、ショートメールにてご予約
お願い致します。

【定休日】
毎週日曜日・毎月第二土曜日・祝日
・GW・年末年始



エイトクリエイティブ株式会社

No.7266406850018

領収書

伝票NO 0003 0 8912

沖縄県議会派
ていへん平和

様

納品先NO 11820117 領収日 2024/10/20 10:22

株式会社ユニマッTLIFE

登録番号 19010401030487
沖縄県那覇市おもろまち 4-1
9-30 新都心ビル3階

担当営業所
TEL
担当者

沖縄営業所
0989176227

1 A - 2

上記金額正に現金にて領収致しました。

MIYABI プレミア豆250g	※ 3 キット	5,250 円
森永バウガ ショコ100g	※ 3 個	1,110 円
小樽珈房アイスコーヒー	※ 7 袋	2,950 円

8%消費税	744 円
8%対象合計	9,310 円
合計金額	10,054 円
※消費税軽減税率適用	

訪問 2024 年 10 月 29 日

会議費

・ お水代
・ 充当割合 1/2 政務活動以外も含むため
・ 充当額 5,000 円

・ 珈琲代等
・ 充当割合 1/2 政務活動以外も含むため
・ 充当額 4,827 円

UNIMAT LIFE

エイトクリエイティブ株式会社
〒901-0223
豊見城市翁長844-24
TEL:098-856-3506
登録番号:T7-3600-0101-8379
端末番号:C309

領収書 兼 請求書

イーダ平和ネット 御中(様)
2024.11.27 15:15:13
端末取引ID:14375

1 O本カード 11000ポイント付与
¥10,000
小計 ¥10,000
税 ¥0
合計 ¥10,000
内消費税 (¥909)
(10%対象 ¥10,000
内消費税 ¥909)
合計点数 1点
お預り金額 ¥10,000
お釣り ¥0

00001331
現在ポイント 3,000pt
獲得ポイント 11,000pt
利用ポイント 0pt
合計ポイント 14,000pt

★配達のご注文は、前日までにお電話（留守番電話24時間受付）
または、ショートメールにてご予約
お願い致します。

【定休日】
毎週日曜日・毎月第二土曜日・祝日
・GW・年末年始

エイトクリエイティブ株式会社
No.7326881130018

領収書

伝票NO 0007-0 0487
沖縄県議会会派
ていつた平和ネット 様

納品先NO 11B20117 領収日 2024/11/27 11:40

株式会社 ユニマツライフ
登録番号 I9010401030487
沖縄県那覇市おもろまち 4-1
9-30 新都心DLビル3階

担当営業所 沖縄営業所
TEL 0989176227
担当者

14,827
¥9,655
上記金額正に現金にて領収致しました。
MIYABI フレンド豆250g ※ 3 キット 5,250 円
森永バウダーミルク100g ※ 2 個 740 円
小樽珈琲アイスコーヒー ※ 7 袋 2,950 円

8%消費税 715 円
8%対象合計 8,940 円
合計金額 9,655 円
※消費税軽減税率適用

次回訪問日 2024 年 12 月 24 日

複写及び金額に訂正のあるものは
無効とさせていただきます。

会 議 費

・ 珈琲代等
・ 充当割合 1/2 政務活動以外も含むため
・ 充当額 4,428 円

・ 紙コップ・ペットボトルお茶等
・ 充当割合 1/2 政務活動以外も含むため
・ 充当額 3,052 円

UNIMAT LIFE

領収書

伝票NO 0004-0-1325

沖縄県議会会派
ていーた平和ネット

様

納品先NO 11B20117 領収日 2024/12/23 11:28

株式会社ユニマップライフ

登録番号 T9010401030487
沖縄県那覇市おもろまち 4-1
9-30 新都心DLビル3階

担当営業所
TEL
担当者

沖縄営業所
0989176227

1 ページ

¥8,856

上記金額正に現金にて領収致しました。

MIYABIフレンチ豆250g ※ 3 キット 5,250 円
小樽珈房アイスコーヒー ※ 1 袋 2,950 円

8%消費税 656 円
6%対象合計 8,200 円
合計金額 8,856 円
※消費税軽減税率適用

払込受領書

（コンビニエンスストア等お支払用）
払込人氏名
ていーた平和ネット

お問い合わせ番号
53007694

金額 ¥6104
内消費税等（ 504）

受取人
三井住友カード株式会社
アスクル担当販売店
株式会社オキジム

受領印
コンビニエンスストア等収納用

取付紙貼付欄
25 11月10日
沖縄県立
53007694
金額を明記し、お支払いはできません。
（お客様用）

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)
12/05 69587281			
346-811 アサヒ飲料 十六茶 2.0L 1箱 (6本入)	1	1,544	1,544
935-355 【水出し可】伊藤園 おーいお茶 プレミアムティーバッグ 宇治抹茶入り緑茶 1箱 (50パック)	1	1,080	1,080
P69-2079 ファーストレイト 紙コップ 未晒しコップ205ml (7オンス) 1セット (300個:100)	2	1,570	3,140
895-554 三井製糖 スティックシュガー (セレニアタ) 3g 1箱 (100本入) オリジナル	1	340	340
	小計		6,104

次回訪問日 2025 年 01 月 28 日

複写及び金額に訂正のあるものは
無効とさせていただきます。

- ・ 珈琲代等
- ・ 充当割合 1/2 政務活動以外も含むため
- ・ 充当額 4,379 円

UNIMAT LIFE

領収書

伝票NO 0010-1-2081

沖縄県議会会派
ていーだ平和ネット

様

納品先NO 11820117 領収日 2025/01/23 11:40

株式会社 ユニマップライ

登録番号 T901040103048/
沖縄県那覇市おもろまち 4-1
9-30 新都心DLビル3階

担当営業所
TEL
担当者

沖縄営業所
0989176221

1-A-2

¥ 8,758

上記金額正に現金にて領収致しました。

MIYABIフレンド豆250g
※ 4 キット 7,000 円
森永バウダ シカス100g
※ 3 個 1,110 円

8%消費税 648 円
税対象合計 8,110 円
合計金額 8,758 円
※消費税軽減税率適用

次回訪問日

2025 年 02 月 25 日

複写及び金額に訂正のあるものは
無効とさせていただきます。

COPY

会議費

- ・珈琲代等
- ・充当割合 1/2 政務活動以外も含むため
- ・充当額 7,150 円

領収証

沖縄県議会派でーた平和ネット 様

納品先No. 11B20117

2025年 2月 18日

UNIMAT LIFE

株式会社ユニマッライフ

登録番号T9010401030487

沖縄営業所

098-917-6227

担当印

下記正に領収いたしました。

品名	数量	金額
定額珈琲 B	1	13.000

8%対象	消費税
10%対象 713.000	消費税 71.300
税込合計金額	784.300-

金額・領収日を訂正したものおよび
複写でないものは無効とします。
※印は軽減税率(8%)の適用商品

現金	784.300-
小切手	

印紙税申告納
付につき麻布
税務署承認済

次回訪問日
2025年 3月 25日

1-80002

(作成地:東京都区南青山)

領収証

沖縄県議会派でーた平和ネット 様

納品先No. 11B20117

2025年 2月 18日

UNIMAT LIFE

株式会社ユニマッライフ

登録番号T9010401030487

沖縄営業所

098-917-6227

担当印

下記正に領収いたしました。

品名	数量	金額
ミヤビ豆	6	0
森永パウダー	3	0
断熱カップボードスカーフ	1	0

8%対象	消費税
10%対象	消費税
税込合計金額	70

金額・領収日を訂正したものおよび
複写でないものは無効とします。
※印は軽減税率(8%)の適用商品

現金	
小切手	

印紙税申告納
付につき麻布
税務署承認済

次回訪問日
2025年 3月 25日

1-80001

(作成地:東京都区南青山)

会 議 費

・ お水代
 ・ 充当割合 1/2 政務活動以外も含むため
 ・ 充当額 5,000 円

・ 珈琲代等
 ・ 充当割合 1/2 政務活動以外も含むため
 ・ 充当額 9,130 円

UNIMAT LIFE

エイトクリエイティブ株式会社
 〒901-0223
 豊見城市翁長844-24
 TEL:098-856-3506
 登録番号:T7-3600-0101-8379
 端末番号:C3D9

領収書 兼 請求書

ていーだ平和ネット御中(様)
 2025-03-03 11:16:56
 端末取引ID:15386
 スタッフ

10本カード 11000ポイント付与
 ￥10,000

小計	￥10,000
税	￥0
合計	￥10,000
内消費税	(￥909)
	(10%対象 ￥10,000
	内消費税 ￥909)
合計点数	1点
お預り金額	￥10,000
お釣り	￥0

00001331	
現在ポイント	1,000pt
獲得ポイント	11,000pt
利用ポイント	0pt
合計ポイント	12,000pt

【定休日】
 毎週日曜日・毎月第二十曜日・祝日
 ・GW・年末年始

 エイトクリエイティブ株式会社
 No.7409682160018

領収書

伝票NO 0020-0-3557
 沖縄県議会会派
 ていーだ平和ネット 様

納品先NO 11820117 領収日 2025/03/18 15:44

株式会社ユニマツライフ
 登録番号 T9010401030487
 沖縄県那覇市おもろまち 4-1
 9-30 新都心ビル3階

担当営業所 沖縄営業所
 TEL 0989176227
 担当者

¥18,260-

上記金額正に現金にて領収致しました。

定額珈琲 B	1 キット	13,000 円
KORO用浄水フィルター	1 個	3,600 円
ドトール ユニマツライフ 250g豆	4 キット	0 円
森永パウダ ミックス100g	1 個	0 円
キャバウ リット コーヒー 無糖1L	1 キット	0 円
NINA'S レーバーアイスティー 4レト フルーツ	1 キット	0 円
コーヒーフレッシュ4.5ml (XOタイプ)	1 個	0 円
断熱カップ 7オンス カフェXOタイプ	1 個	0 円

10%消費税	1,660 円
10%対象合計	16,600 円
合計金額	18,260 円

次回訪問日 2025 年 04 月 22 日

複写及び金額に訂正のあるものは
 無効とさせていただきます。

- ・ ペットボトルお茶等
- ・ 充当割合 1/2 政務活動以外も含むため
- ・ 充当額 2,287 円

払込受領書

(コンビニエンスストア等お支払用)

払込人氏名
ていーだ平和ネット

お問い合わせ番号
53007694

金額 ¥4575
内消費税等 (338)

受取人
三井住友カード株式会社
アスクル担当販売店
株式会社オキジム

受領印
コンビニエンスストア等取納用

収入印紙貼付額
25.208

受領印
15227

金額を訂正された場合は、
コンビニエンスストア等での
お支払いはできません。

(お客様控)

月日 / 伝票番号 / 取引区分
お申込番号 / 商品名

03/06 84928269

数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)
849-3302	【ブレンド茶】ノンカフェイン 爽健美茶 2.0L 1箱 (6本入)	
1	1,229	1,229
233-5057	【緑茶】 緑鷹 茶葉のあまみ 2.0L 1箱 (6本入)	
1	1,170	1,170
346-811	アサヒ飲料 十六茶 2.0L 1箱 (6本入)	
1	1,544	1,544
361-7013	小谷穀粉 OSK有機ルイボスティー 1箱 (40バッグ入)	
1	632	632
小	計	4,575

統一様式-①

經費區分別支出一覽表

経費区分

資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/24	沖縄タイムスデータベース利用料(令和6年7月～令和7年3月分)	115,500	9/12	86,625
4/24	琉球新報データベース利用料(令和6年7月～令和7年3月分)	143,330	9/12	107,497
8/21	Gサーチデータベース利用料(令和6年7月分)	748	全額	748
毎月払	沖縄タイムス購読料(令和6年7月～令和7年3月分)	27,675	全額	27,675
毎月払	「しんぶん赤旗日曜版」(令和6年7月～令和7年3月分)	8,910	全額	8,910
12/17	琉球新報購読料(令和6年7月～令和7年3月分)	27,785	全額	27,785
1/1	書籍購入「地方議会運営事典 第2次改訂版」	5,500	全額	5,500
4/3	沖縄タイムス新聞記事複写利用許諾契約料(令和6年7月～令和7年3月分)	13,722	全額	13,722
4/11	琉球新報新聞記事複写利用許諾契約料(令和6年7月～令和7年3月分)	14,548	全額	14,548
資料購入費 充当合計				293,010

ご利用明細票

いつもくろうさん>をご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用明細票の内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

処理番号	お取引日	お取引種類	お取扱店	機番
3933	240424	振込	953	001
銀行番号	店番号	口座番号		
2997				
時刻	手数料(円)	お取引金額(円)		
10:20	550	114,950		
説明コード	お取引後残高(円) *			
ご案内				
登録番号002 処理通番000003				
振込先				
琉球銀行				
カ.オキナワタイムス社 様				
依頼人				
オキナワケンキ"カイカイハ ティーター"ハ 様				
振込手数料 550				

11 1

Rくろうさん

Y2030 (1401)

沖縄タイムス記事 2024年度データベース利用料

 $114,950 + 550 = 115,500$ 円 $115,500 \times 9 / 12$ ヵ月 = 86,625 (令和6年7月分~令和7年3月)

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため

・ 充当額 86,625 円

ご利用明細票

いつもくろうさん>をご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用明細票の内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

処理番号	お取引日	お取引種類	お取扱店	機番
3930	240424	振込	953	001
銀行番号	店番号	口座番号		
2997				
時刻	手数料(円)	お取引金額(円)		
10:18	550	142,780		
説明コード	お取引後残高(円) *			
ご案内				
登録番号007 処理通番000002				
振込先				
琉球銀行				
カ.リュウキウシンホ"ウシヤ 様				
依頼人				
オキナワケンキ"カイカイハ ティーター"ハ 様				
振込手数料 550				

11 1

Rくろうさん

Y2030 (1401)

・ 琉球新報記事 2024年度データベース利用料

 $142,780 + 550 = 143,330$ 円 $143,330 \times 9 / 12$ ヵ月 = 107,497 (令和6年7月分~令和7年3月)

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため

・ 充当額 107,497 円

- ・ 沖縄タイムス購読料 月額3,075円×6カ月
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 18,450 円

資料購入費

お問い合わせ番号: 0138 -00700460
領収書 No: 32775755
2024年 7月分 領収書

ていだ平和ネット 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税 227)	

銘	柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙	※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス

販売店
(事業者番号 T9360001006803)
TEL
店主 金城 帆高

領収日
8/8

お問い合わせ番号: 0138 -00700460
領収書 No: 33616342
2024年 10月分 領収書

ていだ平和ネット 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税 227)	

銘	柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙	※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス

販売店
(事業者番号 T9360001006803)
TEL
店主 金城 帆高

領収日
11/28

お問い合わせ番号: 0138 -00700460
領収書 No: 32912378
2024年 8月分 領収書

ていだ平和ネット 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税 227)	

銘	柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙	※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス

販売店
(事業者番号 T9360001006803)
TEL
店主 金城 帆高

領収日
9/9

お問い合わせ番号: 0138 -00700460
領収書 No: 34111878
2024年 11月分 領収書

ていだ平和ネット 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税 227)	

銘	柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙	※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス

販売店
(事業者番号 T9360001006803)
TEL
店主 金城 帆高

領収日
12/16

お問い合わせ番号: 0138 -00700460
領収書 No: 33061984
2024年 9月分 領収書

ていだ平和ネット 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税 227)	

銘	柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙	※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス

販売店
(事業者番号 T9360001006803)
TEL
店主 金城 帆高

領収日
10/21

お問い合わせ番号: 0138 -00700460
領収書 No: 34303079
2024年 12月分 領収書

ていだ平和ネット 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税 227)	

銘	柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙	※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス

販売店
(事業者番号 T9360001006803)
TEL
店主 金城 帆高

領収日
1/10

- ・ 沖縄タイムス購読料 月額3,075円×3カ月
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 9,225 円

資料購入費

お問い合わせ番号: 0138-00700460
領収書 No: 34615046
2025年 1 月分 領収書

ていだ平和ネット 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075 円
(内消費税 227)	

銘 柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス

販売店 [REDACTED]
(事業者番号 T9360001006803)
TEL [REDACTED]
店主 金城 帆高

領収日
3 / 3

お問い合わせ番号: 0138-00700460
領収書 No: 34777548
2025年 2 月分 領収書

ていだ平和ネット 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075 円
(内消費税 227)	

銘 柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス

販売店 [REDACTED]
(事業者番号 T9360001006803)
TEL [REDACTED]
店主 金城 帆高

領収日
3 / 3

お問い合わせ番号: 0138-00700460
領収書 No: 34986022
2025年 3 月分 領収書

ていだ平和ネット 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075 円
(内消費税 227)	

銘 柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス

販売店 [REDACTED]
(事業者番号 T9360001006803)
TEL [REDACTED]
店主 金城 帆高

領収日
4 / 23

- ・「しんぶん赤旗」日曜版 月額990円×3カ月
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 2,970 円

ていーだ平和ネット 様

しんぶん
領収書 赤旗

2024 年 7 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党南部地区委員会
Tel (098) 894-6350
〒901-0205
豊見城市根差部433-10

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗



ていーだ平和ネット 様

しんぶん
領収書 赤旗

2024 年 8 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党南部地区委員会
Tel (098) 894-6350
〒901-0205
豊見城市根差部433-10

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗



ていーだ平和ネット 様

しんぶん
領収書 赤旗

2024 年 9 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党南部地区委員会
Tel (098) 894-6350
〒901-0205
豊見城市根差部433-10

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗



- ・「しんぶん赤旗」日曜版 月額990円×3カ月
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 2,970 円

ていーだ平和ネット 様

しんぶん
領収書 赤旗

2024 年10 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党南部地区委員会
Tel (098) 894-6350
〒901-0205
豊見城市根差部433-10

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日

11/26



ていーだ平和ネット 様

しんぶん
領収書 赤旗

2024 年11 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党南部地区委員会
Tel (098) 894-6350
〒901-0205
豊見城市根差部433-10

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日

11/26



ていーだ平和ネット 様

しんぶん
領収書 赤旗

2024 年12 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党南部地区委員会
Tel (098) 894-6350
〒901-0205
豊見城市根差部433-10

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日

12/13



- ・「しんぶん赤旗」日曜版 月額990円×3カ月
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 2,970 円

ていーだ平和ネット 様

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

しんぶん
領収書 赤旗

2025 年 1 月分

990 円(税込)

(取扱先)
日本共産党南部地区委員会
Tel (098) 894-6350
〒901-0205
豊見城市根差部433-10

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日
3/2/

ていーだ平和ネット 様

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

しんぶん
領収書 赤旗

2025 年 2 月分

990 円(税込)

(取扱先)
日本共産党南部地区委員会
Tel (098) 894-6350
〒901-0205
豊見城市根差部433-10

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日
3/2/

ていーだ平和ネット 様

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

しんぶん
領収書 赤旗

2025 年 3 月分

990 円(税込)

(取扱先)
日本共産党南部地区委員会
Tel (098) 894-6350
〒901-0205
豊見城市根差部433-10

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日
3/2/

・琉球新報購読料

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため

・ 充当額	27,785	円
-------	--------	---

おきぎん キャッシュカードご利用明細

取引内容 お振込	取扱日 061217	連続番号 2089	取扱店番 [REDACTED]
-------------	---------------	--------------	--------------------

銀行番号	取引店番	口	座	番	号
万	五千	二千	千	500	100
3	0	0	0	0	0
センター取引時刻			取引金額		
10:42:18			¥27,675		
センターコード		お取引後残高			
備考 (手数料)					
テスクリヨウ				¥110	
オツリ				¥2,215	

先達振興
銀行

お受取人 サキヤマ ツヨシ

ご依頼人 ティータ[®] ハイワネット

振込日 06.12.17 N030010

◎ 沖繩銀行

請求書 2024 年 7 月 4 日

No.

那 霸 市 松 尾 1-13-5

琉球新報松尾販賣店

店主 崎 山 弘

てい-ド 平和ネット 様 TEL 861-0750

下記のとおり御請求申し上げます軽減税率対象番号 T6810925653718

税込合計金額 ¥ 27,675

消費税額等	¥2050
-------	-------

月	日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)	摘要
		1 琉球新報購読料	9	3075	¥27675	8%	
		2 2024年7月~					
		3 2025年3月分					
		4 9月分					
		5					
		6					
		7					
		8					
		9					
		10					
		11					
		12					
		13					
		14					
		15					
合計(税抜・税込)			8	%	¥27675		消費税額等 ¥2050 消費税額等

資料購入費

- ・ 書籍購入「地方議会運営事典 第2次改訂版」発行ぎょうせい
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 5,500 円

登録番号: T9010001134416 領収証番号: 000082440 2025年01月01日 No.01-001464207

領収証 さいとう 平和ネット 様

金額 ¥5,500-

内クレジット利用計 ¥0(内消費税等 ¥0)

内現金扱い等計 ¥5,500(内消費税等 ¥500)

書籍・文具等 ¥5,500(内消費税等(10%) ¥500)

但し 書籍代として 上記正に領収いたします

株式会社善ジュンク堂書店 那覇店

〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29

ディーナハB1F~3F 電話098-860-7175

 ご利用明細 いつもご利用いただき
ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめの
うえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
070403	251030082		
店舗番号	口 座 番 号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手続料 (消費税込)	お取引金額	
お振込		¥13,722	
お取引時刻	お取引後残高		
10:45	おつり	¥6,278	
琉球銀行			
口座番号			
受取人 カ.オキナワタイムスシャ 様			
依頼人 オキナワケンギカイカイハ テイ様			
振込日 07-04-03			
振込金額 ¥13,612			
振込手数料 ¥110			
0403004			
印紙税等納付につき那覇 税務署承認済			

 **琉球銀行**

102-317(23.01)

・ 沖縄タイムス 新聞記事複写利用許諾契約料

13,612+110(振込手数料)

期間: 令和6年7月~令和7年3月分

・ 全額充当 政務活動のため
充当額 13,722 円

 ご利用明細 いつもご利用いただき
ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめの
うえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
070411	251030219		
店舗番号	口 座 番 号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手続料 (消費税込)	お取引金額	
お振込		¥14,548	
お取引時刻	お取引後残高		
13:52	おつり	¥5,452	
琉球銀行			
口座番号			
受取人 カ.リュウキュウシンボウシャ 様			
依頼人 オキナワケンギカイカイハ テイ様			
振込日 07-04-11			
振込金額 ¥14,438			
振込手数料 ¥110			
0411013			
印紙税等納付につき那覇 税務署承認済			

 **琉球銀行**

102-317(23.01)

・ 琉球新報 新聞記事複写利用許諾契約料

14,438+110(振込手数料)

期間: 令和6年7月~令和7年3月分

・ 全額充当 政務活動のため
充当額 14,548 円

統一様式－①

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/7	NHK受信料(令和6年7月～令和7年3月分)	18,851	9/12	14,138
6/25	会派代表者手続きに必要な証明(4枚)	1,200	全額	1,200
7/9	郵便代	204	全額	204
7/9	会派代表者手続き委託料(税務署・年金機構・ハローワーク)	12,085	全額	12,085
12/17	会派代表変更手続き「税理士等への報酬」	1,225	全額	1,225
8/23	コピー機カウント使用料(令和6年7月分)	17,411	全額	17,411
9/24	コピー機カウント使用料(令和6年8月分)	14,989	全額	14,989
10/23	コピー機カウント使用料(令和6年9月分)	15,682	全額	15,682
11/25	コピー機カウント使用料(令和6年10月分)	21,664	全額	21,664
12/23	コピー機カウント使用料(令和6年11月分)	47,441	全額	47,441
1/23	コピー機カウント使用料(令和6年12月分)	16,263	全額	16,263
2/25	コピー機カウント使用料(令和7年1月分)	9,515	全額	9,515
3/24	コピー機カウント使用料(令和7年2月分)	22,979	全額	22,979
4/23	コピー機カウント使用料(令和7年3月分)	34,477	全額	34,477
毎月払	カラー複合機・UTMセキュリティリース料(令和6年7月～令和7年3月分)	396,000	全額	396,000
7/12	モニターディスプレイ(議員居室用)	9,980	全額	9,980
7/12	Wi-Fi無線LAN中継器(議員居室用)	5,989	全額	5,989
7/22	デスクトップパソコン(会派室用)	99,000	全額	99,000
7/22	ディスプレイ・ソフト・経費等	99,000	全額	99,000
7/22	旧パソコン廃棄・データ消去費用	4,400	全額	4,400
7/26	会派室電話・FAX料金(令和6年7月請求分・6月利用分)	127	全額	127
8/30	会派室電話・FAX料金(令和6年8月請求分・7月利用分)	194	全額	194
9/30	会派室電話・FAX料金(令和6年9月請求分・8月利用分)	72	全額	72
10/31	会派室電話・FAX料金(令和6年10月請求分・9月利用分)	80	全額	80
11/29	会派室電話・FAX料金(令和6年11月請求分・10月利用分)	228	全額	228
1/10	会派室電話・FAX料金(令和6年12月請求分・11月利用分)	240	全額	240
1/29	会派室電話・FAX料金(令和7年1月請求分・12月利用分)	231	全額	231
3/5	会派室電話・FAX料金(令和7年2月請求分・1月利用分)	304	全額	304
3/31	会派室電話・FAX料金(令和7年3月請求分・2月利用分)	224	全額	224
4/25	会派室電話・FAX料金(令和7年4月請求分・3月利用分)	395	全額	395
8/8	事務用品(レバッチファイル)	3,824	全額	3,824
8/22	スピーカー(会派室パソコン・会派職員パソコン)	5,940	全額	5,940
12/10	事務用品(クリップボード・マグネットフック・スティックのり等)	10,787	全額	10,787

統一様式ー①

経 費 区 分 別 支 出 一 覧 表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
1/9	事務用品(フラットファイル・テブラ・ホワイトボードマーカー等)	17,105	全額	17,105
1/28	郵便代	220	全額	220
2/4	デジタルカメラ	88,418	全額	88,418
2/6	事務用品(コピー用紙・ノート・ボールペンペン・掲示板・USB等)	55,248	全額	55,248
事務費 充当合計				1,027,279

事務費

放送受信料
払込受領証
(金融機関・コンビニ用)

お客様氏名
様

お客様番号
[REDACTED]

金額
18851 円

お支払期間
令和 6年 4月
～
令和 7年 3月

受取人
日本放送協会

お問い合わせ先・電話番号
沖縄放送局
098-862-5151

領収日印
金融機関・CVS収入印紙貼付欄

2025 07
沖縄県庁
530287

金融機関・CVSへお客様

- NHK受信料18,851円×9/12カ月≒14,138
- 充当割合 全額充当 政務活動のため
- 充当額 14,138 円

900-0021
那覇市
泉崎1丁目

2-3 沖縄県議会5F

沖縄県議会会派ていーだ平和ネット 様

100-1A1-20-0000-H0 5090-051-041-02 *
50001130-1/1-83-2410429900001130#
#221404207951724369
DM番号 161-122-401

NHK 放送受信料払い込みのお願い

お問い合わせ先
NHK 沖縄放送局
〒900-8535
那覇市おもろまち2丁目6-21

電話 098-862-5151
受付時間 平日10時～17時(土・日・祝日除く)

下の払込用紙を切り取り、裏面の郵便局、金融機関、コンビニエンスストアの各窓口へお払い込みをお願いします。

NHK 放送受信料請求書

様

令和 6年 4月20日

東京都渋谷区神南二丁目2番1号

NHK 日本放送協会

会長 稲葉 延



お客様番号	ご請求金額 (消費税および 地方消費税を含みます)	ご請求期間	請求書No. 0000053
[REDACTED]	18,851円	令和 年 月 令和 年 月 6. 4 ~ 7. 3	左記のとおりご請求申し上げます 添付の払込用紙でお支払いください。
請求分内訳	上記受信料の内訳は次のとおりです 基本料額 20267円 料金変更差額 -1416円	ご契約件数	ご請求期間の内容とは 異なる場合があります。
			衛星契約 1

ご契約件数		金額(円)	期 間	備 考
	衛星			
	1	18,851	6. 4 ~ 7. 3	12か月

お問い合わせ先
沖縄放送局
電話: 098-862-5151

- ・ 会派代表変更手続き必要各種証明 300×4=1,200
 (税務署・年金機構・ハローワーク等)
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 1,200 円

2024/06/25	2024/06/25	2024/06/25	2024/06/25
52 うるま市	64 うるま市	1 うるま市	64 うるま市
所得証明	納税証明	住民票	納税証明
(1枚)	(1枚)	(1枚)	(1枚)
10:47 300 領収書	10:47 300 領収書	10:47 300 領収書	10:47 300 領収書
うるま会計管理者	うるま会計管理者	うるま会計管理者	うるま会計管理者

- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 204 円

領収書

ていだ平和ネット 様

[証紙切手引受]		
第一種定形		
@84	1通	¥84
小 計		¥84
第一種定形外(規格内)	20.0g	
@120	1通	¥120
小 計		¥120
郵便物引受合計通数	2通	
課税計(10%)	¥204	
(内消費税等(10%))	¥18	
非課税計	¥0	
△計	¥204	
合計		
お預り金額	¥1,000	
おつり	¥796	



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 登録番号 T1010001112577
 取扱日時: 2024年 7月 9日 11:29
 発行No. 240709A9450 端N38箱02
 連絡先: 沖縄県庁内郵便局
 TEL: 098-866-1120

事務費

ご利用明細 いつもご利用いただき ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめの
うえ大切に持ち帰ってください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060709	251	050141	
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込		¥12,085	
お取引時刻	お取引後残高		
14:45	おつり ¥7,915		
琉球銀行			
支店			
口座番号			
受取人 タマナハ タタオ 様			
依頼人 ティータ ハイワネット 様			
振込日 06-07-09			
振込金額 ¥11,975			
振込手数料 ¥110			
0709015			

- ・ 会派代表者変更手続委託料
(税務署・年金機構・ハローワーク等)
11,975 + 110 = 12,085円
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 12,085 円

琉球銀行

102-317(23.01)

請 求 書

ていーだ平和ネット 様 令和 6 年 7 月 8 日

項 目	摘 要	金 額 (円)
顧 問 報 酬	月分	
労 基 関 係 手 続 報 酬		
労 働 保 険 手 続 報 酬		
労 災 ・ 雇 用 手 続 報 酬		
健 保 ・ 厚 生 手 続 報 酬	代表者変更届	12,000
年 金 関 係 手 続 報 酬		
安 衛 関 係 報 酬		
() 手 続 報 酬		
() 手 続 報 酬		
給 与 計 算	月分	
賞 与 計 算	月分	
着 手 料	%	
人 事 ・ 労 務 管 理 報 酬		
相 談 報 酬		
立 会 報 酬		
旅 費		
日 当		
宿 泊 費		
高 年 齢 雇 用 継 続 給 付 申 請		
育 児 休 業 給 付 支 給 申 請		
小 計 (1)	(消費税は含まれていません)	12,000
立 替 額	印 紙 代	
	消 耗 品 費	
小 計 (2)		0
合計請求額 (3) = (1) + (2)		12,000
源泉所得税 (4) = (1) × 10.21%		1,225
消 費 税 (5) = (1) × 10%		1,200
差引請求額 (3) - (4) + (5)		11,975
上記のとおり請求申し上げます。		
※特例の支払いは7月16日迄にお振込くださいますようお願い申し上げます。		
沖縄銀行 古波蔵支店 (普)1384004 琉球銀行 古波蔵支店 (普)99776 口座名義人 玉那覇 忠 雄 那覇市古波蔵3丁目18番18号 玉那覇社会保険労務士事務所 社会保険労務士 玉 那 覇 忠 雄 Tel 098-835-3415 fax 098-835-3420 登録番号 T7810386078660 玉那覇 忠雄		

事務費

- ・ 会派代表変更手続き経費「税理士等の報酬」
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 1,225 円

国税 取納金 資金		給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書(要)		⑤ 領収証書		納期等の区分	
区分	支払年月日	金額	税務番号	納付番号	納付金額	納期	区分
32301	06	ナハ	00053031	110	00087459		
伝給・給料等							
（※(役職員を除く)）							
日雇分給者の 賃金							
退職手当等							
税理士等の 報酬	060709	1		13200		1225	
役員賞与							
同上の支払 確定年月日							
住所 (所在地)		(電話番号)		年末調整による 不足税額		納期等の区分	
ナハシ イスミサキ 1-2-3 オキナワケンキカイ		098-866-3702		年末調整による 超過税額		令和 年 月	
氏名 (名称)		オキナワケンキカイカイハ ティータヘイワネツ		本 税		06/12	
概要				延 滞 税		支払分源泉所得税 及び復興特別所得税	
				合計額		証券受領 印 用 紙	
				¥1225		内 税 円	
						(領収年月日及び領収者名)	
						6.12.17	
						沖縄海邦銀行	
						左記の合計額を納税しました。	

◎ 日本銀行(本店・支店・代理店・成人代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収年月日及び領収者名が表示されているかお確かめください。

事務費

- ・ コピー機カウント使用料
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額

7月分	24-08-23	200	*17,411\$MBC(キヤノン)
8月分	24-09-24	200	*14,989\$MBC(キヤノン)
9月分	24-10-23	200	*15,682\$MBC(キヤノン)
10月分	24-11-25	200	*21,664\$MBC(キヤノン)
11月分	24-12-23	200	*47,441\$MBC(キヤノン)
12月分	25-01-23	200	*16,263\$MBC(キヤノン)
1月分	25-02-25	200	*9,515\$MBC(キヤノン)
2月分	25-03-24	200	*22,979\$MBC(キヤノン)
3月分	25-04-23	200	*34,477\$MBC(キヤノン)

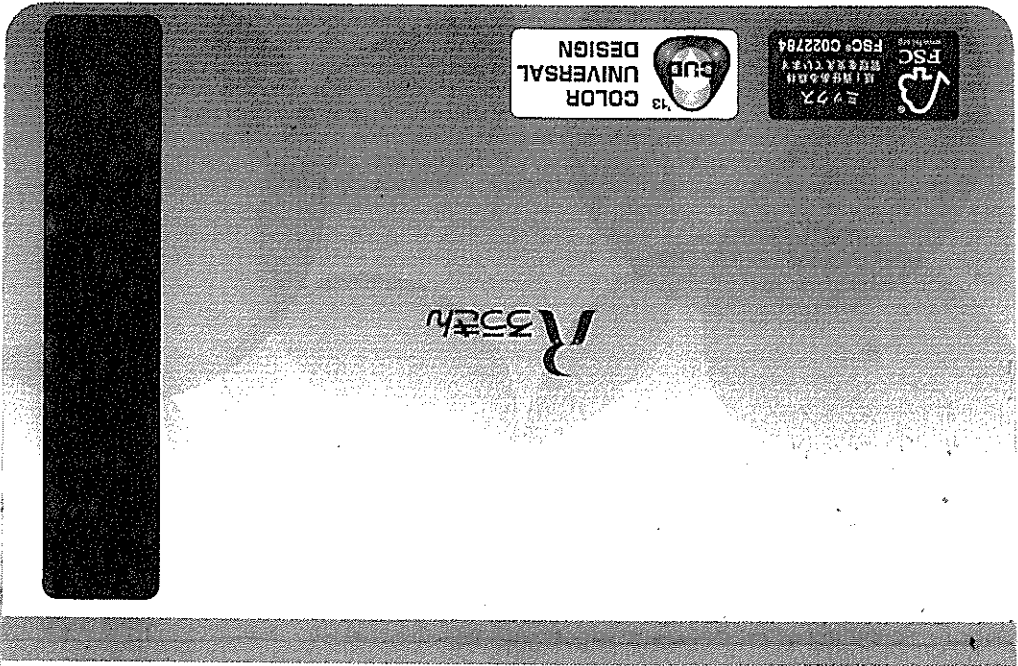
- ・ リース料 月額44,000円×9カ月(令和6年7月～令和7年3月分)

(カラー複合機34,320円+UTMセキュリティ9,680円)

- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 396,000 円

7月分	24-08-07	200	*55,440HC)ミツビシHBL
8月分	24-09-09	200	*55,440HC)ミツビシHBL
9月分	24-10-07	200	*55,440HC)ミツビシHBL
10月分	24-11-07	200	*55,440HC)ミツビシHBL
11月分	24-12-09	200	*51,279HC)ミツビシHBL
12月分	25-01-07	200	*44,000HC)ミツビシHBL
1月分	25-02-07	200	*44,000HC)ミツビシHBL
2月分	25-03-07	200	*44,000HC)ミツビシHBL
3月分	25-04-07	200	*44,000HC)ミツビシHBL

カラー複合機	UTM	換気機付顔認証リーダー・ 次亜塩素酸空気清浄機	合計
34,320	9,680	11,440	55,440

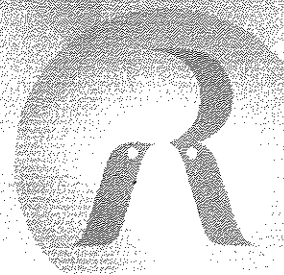


店番号		口座番号		会員番号	
-----	--	------	--	------	--

R3500

沖縄県議会会派 ていーだ平和ネット
代表 山内 末子 様

通帳



- ・ モニターディスプレイ(議員居室用)
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 9,980 円

2025/04/01 14:41
amazon.co.jp

Amazon.co.jp - 注文番号: 503-7111037-4062239

注文番号503-7111037-4062239の領収書(再発行)
このページを印刷してご利用ください。

幸喜 愛 様

再発行日: 2025年4月1日
注文日: 2024年7月11日
Amazon.co.jp 注文番号: 503-7111037-4062239
ご請求額: ¥9,980

2024年7月12日に発送済み

注文商品	価格
1点 (Amazon.co.jp限定) Dell SE2422H 23.8インチ モニター ディスプレイ (3年間交換保証/FHD/VA 非光沢/HDMI D-Sub15ピン/傾き調整/AMD FreeSync) 販売: アマゾンジャパン合同会社	¥9,980

コンディション: 新品

お届け先住所:
幸喜 愛
904-2165
沖縄県 沖縄市富里
4-32-2

配送方法:
通常配送

支払い情報

支払い方法:	商品の小計:	¥9,980
一括払い	配送料・手数料:	¥0
	注文合計:	¥9,980
	ご請求額:	¥9,980
請求先住所: 幸喜 愛 904-2165 沖縄県 沖縄市富里 4-32-2		
クレジットカードへの請求	2024年7月12日:	¥9,980

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

利用規約 | プライバシー規約 ©1998-2025 Amazon.com, Inc. and its affiliates

お問い合わせ

日本語

日本

ヘルプ・サポート

利用規約 | プライバシー規約 | パーソナライズド広告規約 | 各種規約 | 特定商取引法に基づく表示
© 1998-2025 Amazon.com, Inc. またはその関連会社

- Wi-Fi無線LAN中継器(議員居室用)
- 充当割合 全額充当 政務活動のため
- 充当額 5,989 円

2025/04/01 14:42
amazon.co.jp

Amazon.co.jp - 注文番号 503-4169062-7331041

注文番号503-4169062-7331041の領収書(再発行)
このページを印刷してご利用ください。

再発行日: 2025年4月1日
注文日: 2024年7月11日
Amazon.co.jp 注文番号: 503-4169062-7331041
ご請求額: ¥5,989

幸喜 愛 様

2024年7月12日に発送済み

注文商品	価格
1点 TP-Link Wi-Fi 無線LAN 中継器 Wi-Fi6 対応 1201 + 574Mbps 11ax/ac APモード 半角有線LANポート RE600X/A	¥4,990
販売: アマゾンジャパン合同会社	

コンディション: 新品	
1点 BENFEI Mini DisplayPort - HDMI アダプター (4K@30Hz、アルミニウムシェル、ナイロン編組) Thunderbolt 2 - HDMI アダプタ	¥999
販売: benfei (出品者のプロフィール)	

コンディション: 新品

お届け先住所:
幸喜 愛
904-2165
沖縄県 沖縄市宮里
4-32-2

配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法: 一括払い	商品の小計: ¥5,980
	配送料・手数料: ¥0
	注文合計: ¥5,980
	ご請求額: ¥5,989
請求先住所: 幸喜 愛 904-2165 沖縄県 沖縄市宮里 4-32-2	
クレジットカードへの請求	2024年7月12日 ¥5,989

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

利用規約 | プライバシー規約 | ©1996-2025 Amazon.com, Inc. and its affiliates

日本語

日本

ヘルプ・サポート

利用規約 | プライバシー規約 | ハーソナライズド広告規約 | 各種規約 | 特定商取引法に基づく表示
© 1996-2025 Amazon.com, Inc. またはその関連会社

- ・ 会派室パソコン(5年前購入・処理に時間を要するため買い替え)
- ・ 充当割合 $\frac{\text{全額充当}}{\text{政務活動のため}}$
- ・ 充当額 $\frac{99,000}{\text{円}}$

証 收 領

No. 989330

様

2016 年 2 月 2 日

品 名	数 量	単 価	金 額
500ml 1000ml	1		90000
消 費 税 額 (8%)			
消 費 税 額 (10%)			9000
登録番号: T7360001008495		合 計 金 額	99000

登錄番号：T7360001008495

合計金額

上記の通り領収致しました。

浦添市字港川458番地

御支払確認印	受 取 人 名
発 行 者 名	顧客コードNo.
	

※発行者の署名又は捺印の無いものは無効とします。
※領収証の再発行はできませんので大切に保存して下さい。

株式会社

才生

社店店店店店店
支支支支支支支
支支支支支支支
支支支支支支支
支支支支支支支
支支支支支支支
支支支支支支支
支支支支支支支
支支支支支支支
支支支支支支支

☎☎☎☎☎☎☎☎☎

品名	規格	単位	数量	単価	金額	税率	備考
■ハードウェア							
デスクトップパソコン本体	PC-MJT44LZ7AF2J	台	1	90,000	90,000	10%	
【小計】					90,000		
小計					90,000		
消費税					9,000		
合計					99,000		

- ・ 会派室パソコン廃棄及びデータ消去費用
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 4,400 円

領 収 証

No. 989332

収入印紙

様 2016年7月22日

品 名	数 量	単 価	金 額
パソコン廃棄	1		4000
消費 税 額 (8%)			
消費 税 額 (10%)			400
登録番号: T7360001008495		合 計 金 額	4400

上記の通り領収致しました。
浦添市字港川458番地

御支払確認印	受 取 人 名
発 行 者 名	顧 客 コード No.

※発行者の署名又は捺印の無いものは無効とします。
※領収証の再発行はできませんので大切に保存して下さい。

株式会社 オキジム
本社 那覇支店 中城支店 嘉手納支店 北山支店 八重山支店 宮古支店 南営業所
電話 (098) 994-4949

事務費

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 127 円

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 194 円

沖縄県

領収書

収入区分	執行機関	年度	会計
01	170003	06	01

調定番号	内訳
00051	0003

納入義務者 〒900-0021
住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目

2-3

氏名 ていーだ平和ネット 代
表者 照屋 大河 (50 殿
3)

金額 127 円

納付 【会派】電話・FAX
料金 令和6年7月請
目的 求分(6月利用分)

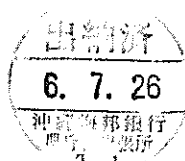
上記のとおり領収しました。

年 月 日

密着(指定代理、収納代理)
金融機関

銀行 支店

県議会事務局総
務課



有人に交付して下さい。

沖縄県

領収書

収入区分	執行機関	年度	会計
01	170003	06	01

調定番号	内訳
00061	0002

納入義務者 〒900-0021
住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目

2-3

氏名 ていーだ平和ネット 代
表者 山内 末子 殿

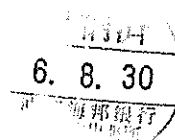
金額 194 円

納付 【会派】電話・FAX
料金 令和6年8月請
目的 求分(7月利用分)

上記のとおり領収しました。

年 月 日

県議会事務局総
務課



事務費

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
 ・ 充当額 72 円

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
 ・ 充当額 80 円

領収書

01 170003 06 01

調定番号

00069 0002

納入義務者 〒900-0021
 住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目

2-3

氏名 ていーだ平和ネット 代
 表者 山内 末子 殿

72

納付 【会派】電話・FAX
 料金 令和6年9月請
 目的 求分（8月利用分）

上記のとおり領収しました。

年 月 日

県議会事務局総
 務課

6. 9. 30

海邦銀行

領収書

01 170003 06 01

調定番号

00086 0002

納入義務者 〒900-0021
 住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目

2-3

氏名 ていーだ平和ネット 代
 表者 山内 末子 殿

80

納付 【会派】電話・FAX
 料金 令和6年10月
 目的 請求分（9月利用分）

上記のとおり領収しました。

年 月 日

県議会事務局総
 務課

出納済

6. 10. 31

沖縄海邦銀行
 県庁 1 所

事務費

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 228 円

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 240 円

領 収 書

01 170003 06 01

調定番号

00101 0002

納入義務者 〒900-0021

住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目

2-3

氏名 ていーだ平和ネット 代
表者 山内 末子 殿

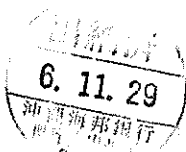
228

納付 【会派】電話・FAX
料金 令和6年11月
目的 請求分(10月利用分)

上記のとおり領収しました。

年 月 日

県議会事務局総
務課



領 収 書

01 170003 06 01

調定番号

00143 0002

納入義務者 〒900-0021

住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目

2-3

氏名 ていーだ平和ネット 代
表者 山内 末子 殿

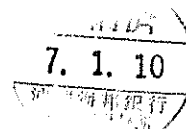
240

納付 【会派】電話・FAX
料金 令和6年12月
目的 請求分(11月利用分)

上記のとおり領収しました。

年 月 日

県議会事務局総
務課



事務費

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 231 円

領収書

01 170003 06 01

調定番号

00147 0002

納入義務者 〒900-0021

住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目

2-3

氏名 ていーだ平和ネット 代
表者 山内 末子 殿

231

納付 【会派】電話・FAX
料金 令和7年1月請
目的 求分(12月利用分)

上記のとおり領収しました。

年 月 日

県議会事務局総
務課

7. 1. 29

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 304 円

沖縄県 領収書

収入区分 執行機関 年度 会計
01 170003 06 01

調定番号

00163 0002

納入義務者 〒900-0021

住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目

2-3

氏名 ていーだ平和ネット 代
表者 山内 末子 殿

304 14

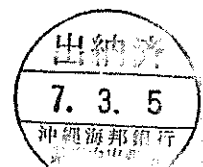
納付 【会派】電話・FAX
料金 令和7年2月請
目的 求分(1月利用分)

上記のとおり領収しました。

年 月 日

署名(所長代理、取扱い課)
山内 末子

県議会事務局総
務課



事務費

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 224 円

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 395 円

沖縄県

領収書

納入区分	政管機関	年度	会計
01	170003	06	01

調定番号	内 容
00179	0002

納入義務者 〒900-0021
住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目

2-3

氏名 ていーだ平和ネット 代
表者 山内 末子 殿

224 円

納付 【会派】電話・FAX
料金 令和7年3月請
目的 求分（2月利用分）

上記のとおり領収しました。

年 月 日

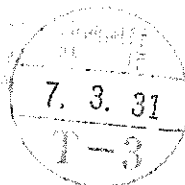
（印）（印）（印）

（印）

（印）

（印）

県議会事務局総務課



沖縄県納入通知書兼領収書

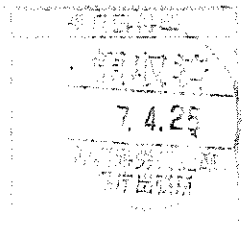
納入者 沖縄県会計管理者

20250001269701000000
令和7年度 12697
395
ていーだ平和ネット 山内 末子

県議会事務局総務課
令和7年5月8日

【会派】電話・FAX料金 令和7年4月請求分（3月利用分）

（印）（印）（印）



収入印紙（納入者保管）

払込受領書

(コンビニエンスストア等お支払用)

払込人氏名

ていだ平和ネット

お問い合わせ番号

53007694

金額 ¥3824

内消費税等(347)

受取人
三井住友カード株式会社
アスクル担当販売店
株式会社オキジム

受領印
コンビニエンスストア等取納用

収入印紙貼付欄

2008.08.08
全額お支払いの場合、
コンビニエンスストア等
お支払いが可能です。
(お客様用)

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため

・ 充当額 3,824 円

月日 / 伝票番号 / 取引区分	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)
お申込番号 / 商品名			
07/05 43056384			
845-4037 コクヨ レバッチファイル A4タテ 黄 とじ厚28mm	2	956	1,912
949-4082 コクヨ レバッチファイル A4タテ 青 とじ厚28mm	2	956	1,912
	小計		3,824

払込受領書

(コンビニエンスストア等お支払用)

払込人氏名
ていーだ平和ネット

お問い合わせ番号
53007694

金額 ¥10787
内消費税等(980)

受取人
三井住友カード株式会社
アスクル担当販売店
株式会社オキジム

受領印
コンビニエンスストア等収用



金額を訂正された場合は、
コンビニエンスストア等での
お支払いはできません。

(お客様用)

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 10,787 円

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)
11/21 67100959			
194-989 クリップボード マグネット付 A4タテ ネイビー バインダー アスクル オリジナル	3	611	1,833
	小 計		1,833
11/21 67101044			
XP1-4717 サンケーキコム ステンレスマグネットフック 耐荷重1.5kg PMS2-1.5 1個	8	598	4,784
	小 計		4,784
11/28 68253797			
337-473 スコッチ はってはがせるスティックのり 再剥離タイプ 7g 1本 スリーエム GR-A	5	225	1,125
998-570 スコッチ はってはがせるスティックのり 再剥離タイプ 14g 1セット(5本:1本×5)	1	1,730	1,730
326-237 マックス ホッチキス針 No.10-1M	5	68	340
	小 計		3,195
11/28 68254490			
EWS-2674 トンボ鉛筆 [MONO] 消しゴム モノタフS EF-THS 1個	5	63	315
HE7-0903 パイロット 油性ボールペン アクロボール Tシリーズ 細字 0.7mm メタルブルー軸 黒	5	132	660
	小 計		975

事務費

- ・ 事務用品 (フラットファイル・テプラ・ホワイトボードマーカー)
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 17,105 円

領収証		No. 00006005		令和 7 年 / 月 9 日	
てい-だ平和ネット				様	
金額			内		
¥17,105-			¥1,555-		
			消費税等		
但 商品代			現金		
上記正に領収いたしました					
903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺4-483-3					
株式会社 丸仁					
TEL 098-885-9900 FAX 098-885-9885					
登録番号 T8360001009195					

領収書

てい-だ平和ネット 様

〔販売〕
 110円普通切手・千鳥
 110円 2枚 ¥220

 小 計 ¥220

 課税計(10%) ¥0
 (内消費税等(10%) ¥0)
 非課税計 ¥220

 △計 ¥220
 お預り金額 ¥1,020
 おつり ¥800

- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 220 円

〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 登録番号 T1010001112577
 取扱日時: 2025年 1月28日 13:23
 発行No. 250128J0144 端N69箱03
 連絡先: 那覇中央郵便局
 TEL: 0570-005-396

領収証

コジマ×ビックカメラ都路店
電話番号 098-941-3001

アールアンドネット様

¥92,763-

(内、消費税等 ¥8,433-)
10%対象 ¥92,763 消費税 ¥8,433
() 代として
上記正に領収致しました。

印紙税申告納
付につき都府
税務署承認済

- デジタルカメラ86,900円 SDカード1,518円 ※長期保証代は除く
- 代表・一般質問及び委員会質疑や視察調査現場などの撮影に使用
- これまで使用してきたカメラは5年以上前購入 不具合があるため買い替え
- 保管場所 会派室
- 充当割合 全額充当 政務活動のため
- 充当額 88,418 円

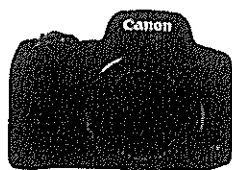
「コジマ×ビックカメラ」ますます便利に！
その1 ポイント交換でお得にお買い物！
その2 どちらのお店でも修理を承ります！

2025/02/04/12:57 レジNo687/0103
取引No4569 販売員73355/

デジタルカメラ 6X70HS ¥86,900
保証加入番号(5年)=68700103250204456901
コジマ×ビックカメラ コジマ長期保証 ¥4,345
SDカード XSD08A064G ¥1,518

小計 ¥92,763
合計 ¥92,763
(内、消費税等 ¥8,433)
10%対象額 ¥92,763 消費税 ¥8,433
点数 3

お支払い ¥92,763
＜お支払の内訳＞
現金 ¥92,763
(内、消費税等 ¥8,433)
お預かり合計 ¥93,000
釣銭 ¥237
(株)コジマ
登録番号 T2060001001667



PowerShot SX70 HS

商品コード : 3071C004
型番 : PSSX70HS

可動式モニター EVF内蔵



- ・ 事務用品
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 55,248 円

領収証

No. 00007901

令和 7年2月6日

てい-だ平和ネット

様

金額

¥55,248-

内

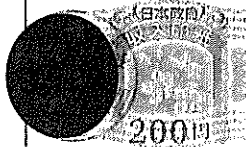
¥5,022-

消費税等 10%

但 商品代として

上記正に領収いたしました

現金			



903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺4-483-2

株式会社 丸仁

TEL 098-885-9900 FAX 098-885-9

登録番号 T8360001009195



商品名 (規格)	単位	数量	単価	金額	課税区分/備考
コピー用紙 A4 W 500枚 5㍻入	箱	6	2,524	15,144	課10.0%
エーゼンノック-ペン 0.7 黒	本	10	195	1,950	課10.0%
エーゼンノック-ペン 0.7 赤	本	10	195	1,950	課10.0%
オフィシャルノート A 6A3FE 7㍻	冊	10	170	1,700	課10.0%
オフィシャル 無線綴じ A5判 3A3FE	冊	10	161	1,610	課10.0%
リサイクルメモ ㍻ - 100	冊	10	140	1,400	課10.0%
USBフラッシュメモリ 64GB KUSBSPS64GZV1 45787	個	3	1,990	5,970	課10.0%
壁掛け用ケータイ掲示板 KB23-912	枚	1	14,705	14,705	課10.0%
ケータイホルダー プル TC-227-B	個	1	552	552	課10.0%
システム SBX-87-30	個	5	765	3,825	課10.0%
クリップノック A4 CPSA4-100	㍻	1	1,420	1,420	課10.0%
【課税10.0% 税抜額】				50,226	
【消費税額】				5,022	
小 計				50,226	
消費税				5,022	
合 計				55,248	

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

經費區分

人件費

[illegible]

- ・ 労働保険料等の事業主負担分 (令和6年7月～令和7年3月分)
- ・ 概算保険料(年額) 94,590円×9/12÷70,943
概算保険料(9カ分) 70,943円÷個人負担分17,800(9ヶ月分)=53,143
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 53,143 円

労働保険料納入通知書及び領収書

労働保険 番 号	府県	所轄	管轄	基幹番号						枝番号																																			
	4	7	3	0	1	9	3	0	1	9	0	0	7	7																															
	4	7	1	0	1	9	3	0	1	9	5																																		
	4	7	1	0	1	9	3	0	1	9	6																																		
<table border="1"> <tr> <td>科 目</td> <td colspan="13">雇 用・労災保険料</td> </tr> <tr> <td>納付金</td> <td colspan="13">¥95,339</td> </tr> </table>														科 目	雇 用・労災保険料													納付金	¥95,339																
科 目	雇 用・労災保険料																																												
納付金	¥95,339																																												
受 取 人	種目	1. 普通預金			口座																																								
	厚生労働省認可・労働保険事務組合 那覇中小企業労務研究会 沖縄県那覇市古波蔵3丁目18番18号 TEL 098-835-3416																																												
	先方金融機関																																												
	琉球 銀行 本店																																												
	所在地 〒 900-8501 那覇市泉崎1-2-3 沖縄県議会 名称 沖縄県議会会派 ていーだ平和ネット 代表者 照 屋 大 河 殿																																												
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">内 訳</td> <td>概算保険料 全・1・2・3 (一元)</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>概算保険料 全・1・2・3 (現労)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>概算保険料 全・1・2・3 (事労)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>確定保険料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>一般拠出金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </table>													内 訳	概算保険料 全・1・2・3 (一元)	9	4	5	9	0	概算保険料 全・1・2・3 (現労)						概算保険料 全・1・2・3 (事労)						確定保険料				6	4	7	一般拠出金				1	0
内 訳	概算保険料 全・1・2・3 (一元)	9	4	5	9	0																																							
	概算保険料 全・1・2・3 (現労)																																												
	概算保険料 全・1・2・3 (事労)																																												
確定保険料				6	4	7																																							
一般拠出金				1	0	2																																							
依 頼 人	納 期		現金		出納済																																								
	令和6年5月24日		当店券		6.5																																								
			他店券		琉球銀行 県庁出張所 200円																																								

納入銀行
琉球銀行 古波蔵支店 (普) 0954
沖縄銀行 本 店 (普) 2806

1 (取り扱い→お客様渡し)

- ・ 委託手数料・協会費 $47,960 \times 9/12 = 35,970$ (令和6年7月～令和7年3月分)
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 35,970 円

労働保険料納入通知書及び領収書

労働保険 番 号	府県	所轄	管轄	基幹番号						枝番号				
	4	7	3	0	1	9	3	0	1	9	0	0	7	7
	4	7	1	0	1	9	3	0	1	9	5			
	4	7	1	0	1	9	3	0	1	9	6			
科 目		雇用・労災保険料 (委託手数料・協会費)												
納付金		¥47,960												
内 訳	概算保険料 全・1・2・3 (一元)													
	概算保険料 全・1・2・3 (現労)													
	概算保険料 全・1・2・3 (事労)													
	協会費									4	0	0	0	
	委託手数料									3	9	6	0	0
	消費税										4	3	6	0
	納 期	現金	出納済	円										
依 頼 人	所在地	〒 900-8501 那覇市泉崎1-2-3 沖縄県議会												
	名 称	沖縄県議会会派 ていーだ平和ネット												
	代表者	照 屋 大 河 殿												
先方金融機関		琉球 銀行 本 店												
納入銀行		琉球銀行 古波蔵支店 (普) 097472 沖縄銀行 本 店 (普) 280642												
令和6年5月24日		県庁出張所 6. 5. 14 琉球銀行												

1 (取り扱い→お客様渡し)

人 件 費

- ・ 7月分 社会保険料事業主負担分

健康保険料84,512×1/2=42,256 厚生年金139,080×1/2=69,540 子ども・子育て拠出金2,736

- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 114,532 円

納入告知書 納付書* 領収証書

年度		年金特別会計	内閣府及び厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
6		0343	6375	00065489	厚生労働省年金局(那覇)
納付目的	健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金				
納付期	令和 6年 7月分	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て支援助定	子ども・子育て拠出金
	令和 6年 9月 2日	84512 円	139080 円	2736 円	
	令和 6年 8月 21日				
事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領	証券受領		
28719	00134		全部 一部		
収納機関番号	納付番号	確認番号	合計額		
005001224820100010483459518			千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構			¥ 2 2 6 3 2 8		
那覇 年金事務所			900-0021 那覇市 泉崎 1-2-3		
送附金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 (健康保険法第183条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てず。			沖縄県議会		
歳入徴収官			沖縄県議会会派		
厚生労働省年金局事業管理課長			ていーだ平和ネット		
			2643 28-719 00134 090607		
			様		
			上記の合計額を領収しました。		
			(領収日付等)		
			6. 8. 26		
			沖縄県海邦銀行		
			(納付者渡し)		

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

- ・ 8月分 社会保険料事業主負担分

健康保険料28,912×1/2=14,456 厚生年金47,580×1/2=23,790 子ども・子育て拠出金936

- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 39,182 円

納入告知書 納付書* 領収証書

年度		年金特別会計	内閣府及び厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
6		0343	6375	00065489	厚生労働省年金局(那覇)
納付目的	健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金				
納付期	令和 6年 8月分	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て支援助定	子ども・子育て拠出金
	令和 6年 9月 30日	28912 円	47580 円	936 円	
	令和 6年 9月 18日				
事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領	証券受領		
28719	00134		全部 一部		
収納機関番号	納付番号	確認番号	合計額		
005001224820100012639882206			千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構			¥ 7 7 4 2 8		
那覇 年金事務所			900-0021 那覇市 泉崎 1-2-3		
送附金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 (健康保険法第183条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てず。			沖縄県議会		
歳入徴収官			沖縄県議会会派		
厚生労働省年金局事業管理課長			ていーだ平和ネット		
			2643 28-719 00134 090608		
			様		
			上記の合計額を領収しました。		
			(領収日付等)		
			6. 9. 30		
			沖縄県海邦銀行		
			(納付者渡し)		

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

人 件 費

- ・ 9月分 社会保険料事業主負担分

健康保険料 $31,136 \times 1/2 = 15,568$ 厚生年金 $51,240 \times 1/2 = 25,620$ 子ども・子育て拠出金 1,008

- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため

・ 充当額	42,196	円
-------	--------	---

納入告知書 納付書* 領収証書

納入告知書 納付書 領収証書						国庫金		厚生保険																																											
年度		年金特別会計		内閣府及び厚生労働省所管		取扱庁名																																													
6		0343		6375		00065489																																													
						厚生労働省年金局（那覇）																																													
納付 期日 令和 6年 9月分		令和 6年 10月31日 お記のとおり 納付して ください。		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">健康協定</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">健康保険料</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: right;">31136円</td></tr> </table>		健康協定		健康保険料		31136円		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">厚生年金協定</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">厚生年金保険料</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: right;">51240円</td></tr> </table>		厚生年金協定		厚生年金保険料		51240円		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">子ども・子育て支援助成</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">子ども・子育て給付金</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: right;">1008円</td></tr> </table>		子ども・子育て支援助成		子ども・子育て給付金		1008円																									
健康協定																																																			
健康保険料																																																			
31136円																																																			
厚生年金協定																																																			
厚生年金保険料																																																			
51240円																																																			
子ども・子育て支援助成																																																			
子ども・子育て給付金																																																			
1008円																																																			
納付 期限 令和 6年 10月21日		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="font-size: x-small;">事業所整理記号</th> <th style="font-size: x-small;">事業所番号</th> <th style="font-size: x-small;">うち証券受領</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28717</td> <td style="text-align: center;">00134</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>		事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領	28717	00134	円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="font-size: x-small;">証券受領</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全部</td> <td style="text-align: center;">一部</td> </tr> </table>		証券受領		全部	一部	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="10" style="text-align: center;">合 計 額</th> </tr> <tr> <th style="font-size: x-small;">千</th> <th style="font-size: x-small;">百</th> <th style="font-size: x-small;">十</th> <th style="font-size: x-small;">億</th> <th style="font-size: x-small;">千</th> <th style="font-size: x-small;">百</th> <th style="font-size: x-small;">十</th> <th style="font-size: x-small;">万</th> <th style="font-size: x-small;">千</th> <th style="font-size: x-small;">百</th> <th style="font-size: x-small;">十</th> <th style="font-size: x-small;">円</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td style="text-align: center;">¥ 8</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </table>		合 計 額										千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	□	□	□	□	□	□	□	¥ 8	3	3	8	4
事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領																																																	
28717	00134	円																																																	
証券受領																																																			
全部	一部																																																		
合 計 額																																																			
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																								
□	□	□	□	□	□	□	¥ 8	3	3	8	4																																								
収納機関番号 00500		納付番号 1224820100014902		確認番号 117609		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="font-size: x-small;">納付場所</th> </tr> <tr> <td colspan="2">日本銀行本店、支店、代理店、残入代理店又は日本年金機構</td> </tr> </table>				納付場所		日本銀行本店、支店、代理店、残入代理店又は日本年金機構																																							
納付場所																																																			
日本銀行本店、支店、代理店、残入代理店又は日本年金機構																																																			
延滞金の 計算方法 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 （健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、 同法附則第1条の4、子ども・子育て支援法第71条） 弁済の完了の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。		延滞徴収官 那覇 年金事務所 沖縄県議会 沖縄県議会会派 ていーだ平和ネット 2643 28-717 00134 090609		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。																																													
延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。																																													
延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。																																													
延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。																																													
延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。																																													
延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。																																													
延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。																																													
延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。																																													
延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。																																													
延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。																																													
延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。																																													
延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。		延滞金の 計算方法 延滞金の納付を要します。																																													
延滞金の 計算方法 延滞金の																																																			

この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

- ・ 10月分 社会保険料事業主負担分

健康保険料 $31,136 \times 1/2 = 15,568$ 厚生年金 $51,240 \times 1/2 = 25,620$ 子ども・子育て拠出金 1,008

- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため

・ 充当額	42,196	円
-------	--------	---

納入告知書 納付書* 領収証書

納入告知書 納付書・領収証書			国 庫 金		厚生保険	
年度	年金特別会計	内閣府・厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱い庁名		
6	0343	6375	00065489	厚生労働省年金局（那覇）		
納付 目的 年月 令和 6年 10月分	健康 助 定 健康 保 険 料 令和 6年 31136 円 厚生 年 金 助 定 厚生 年 金 保 険 料 令和 6年 51240 円 子ども・子育て支援助定 子ども・子育て拠出金 令和 6年 1008 円					
納付 期限 令和 6年 12月 2日 お記のしむり 願ひして ください。	事務所整理記号 28717 事業所番号 00134 うち証券受領 全 部 一 部					
収納機関番号 00500	納付番号 1224820100017222977777					
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構						
那覇 年金事務所						
延滞金の 計算方法 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 （健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条） 延滞の完納の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てます。						
歳入徴収書 厚生労働省年金局事業管理課長						
900-0021 那覇市 泉崎 1-2-3 沖縄県議会 沖縄県議会会派 ていーだ平和ネット 2643 28-717 00134 090610						
様						
上記の合計額を領収しました。 （領収日付等） 6. 11. 25 沖縄海邦銀行 県庁 （納付者渡し）						

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

- ・ 11月分 社会保険料事業主負担分

健康保険料 $31,136 \times 1/2 = 15,568$ 厚生年金 $51,240 \times 1/2 = 25,620$ 子ども・子育て拠出金 1,008

- ・ 充当割合 金額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 42,196 円

人 件 費

納入告知書 納付書・領収証書

国 庫 金

厚生保険

年度	年金特別会計	内閣府及び厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
6	0343	6375	00065489	厚生労働省年金局(那覇)
納付 日 令和 6年 11月分	健康保険料 健康保険料 31136 円	厚生年金 厚生年金保険料 51240 円	子ども・子育て 子ども・子育て拠出金 1008 円	納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 令和 6年度 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計
納付 期限 令和 6年 12月19日	事業所整理記号 28717	事業所番号 00134	うち証券受領 円	証券受領 全 部 一 部
取納機関番号 00500	納付番号 122482010001	確認番号 9391737546	合 計 額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 8 3 3 8 4	上記の合計額を領収しました。 (領収日付等) 6. 12. 27 沖縄県銀行 (納付者渡し)
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構 那覇 年金事務所	延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 非納の完納の順序は、完本に充て、次いで延滞金に充てる。 歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長	900-0021 那覇市 泉崎 1-2-3 沖縄県議会 沖縄県議会会派 ていだ平和ネット 2643 28-717 00134 090611	様	

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

- ・ 12月分 社会保険料事業主負担分

健康保険料 $88,960 \times 1/2 = 44,480$ 厚生年金 $146,400 \times 1/2 = 73,200$ 子ども・子育て拠出金 2,880

- ・ 充当割合 金額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 120,560 円

納入告知書 納付書・領収証書

国 庫 金

厚生保険

年度	年金特別会計	内閣府及び厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
6	0343	6375	00065489	厚生労働省年金局(那覇)
納付 日 令和 6年 12月分	健康保険料 健康保険料 88960 円	厚生年金 厚生年金保険料 146400 円	子ども・子育て 子ども・子育て拠出金 2880 円	納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 令和 6年度 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計
納付 期限 令和 6年 1月31日 令和 7年 1月22日	事業所整理記号 28717	事業所番号 00134	うち証券受領 円	証券受領 全 部 一 部
取納機関番号 00500	納付番号 122482010002	確認番号 1545283420	合 計 額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 2 3 8 2 4 0	上記の合計額を領収しました。 (領収日付等) 7. 1. 29 沖縄県銀行 (納付者渡し)
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構 那覇 年金事務所	延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 非納の完納の順序は、完本に充て、次いで延滞金に充てる。 歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長	900-0021 那覇市 泉崎 1-2-3 沖縄県議会 沖縄県議会会派 ていだ平和ネット 2643 28-717 00134 090612	様	

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

- 令和7年1月分 社会保険料事業主負担分

健康保険料 $31,136 \times 1/2 = 15,568$ 厚生年金 $51,240 \times 1/2 = 25,620$ 子ども・子育て拠出金 1,008

人件費

- 充当割合 全額充当 政務活動のため
- 充当額 42,196 円

納入告知書 納付書・領収証書

国庫金

厚生保険

年度	年金特別会計	内閣府及び厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
6	0343	6375	00065489	厚生労働省年金局(那覇)
納付年月	令和 7年 1月分	納付期限	令和 7年 2月28日	納付目的
	健康保険料	健康保険料	31136 円	健康保険料
	厚生年金	厚生年金	51240 円	厚生年金
	子ども・子育て	子ども・子育て	1008 円	子ども・子育て
事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領	証券受領	合計額
28717	00134	円	全部 一部	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
収納機関番号	納付番号	確認番号		¥ 8 3 3 8 4
005001224820100023811394278				
納付場所	日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構	納期	那覇 年金事務所	900-0021 那覇市 泉崎 1-2-3
				沖縄県議会
				沖縄県議会会派
				ていだ平和ネット
				2643 28-717 00134 090701
延滞金の計算方法	期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第67条、 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 滞り済の完納の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てて、	歳入徴収官	厚生労働省年金局事業管理課長	7. 2. 26

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

- 令和7年2月分 社会保険料事業主負担分

健康保険料 $31,136 \times 1/2 = 15,568$ 厚生年金 $51,240 \times 1/2 = 25,620$ 子ども・子育て拠出金 1,008

- 充当割合 全額充当 政務活動のため
- 充当額 42,196 円

納入告知書 納付書・領収証書

国庫金

厚生保険

年度	年金特別会計	内閣府及び厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
6	0343	6375	00065489	厚生労働省年金局(那覇)
納付年月	令和 7年 2月分	納付期限	令和 7年 3月31日	納付目的
	健康保険料	健康保険料	31136 円	健康保険料
	厚生年金	厚生年金	51240 円	厚生年金
	子ども・子育て	子ども・子育て	1008 円	子ども・子育て
事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領	証券受領	合計額
28717	00134	円	全部 一部	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
収納機関番号	納付番号	確認番号		¥ 8 3 3 8 4
005001224820100026174125473				
納付場所	日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構	納期	那覇 年金事務所	900-0021 那覇市 泉崎 1-2-3
				沖縄県議会
				沖縄県議会会派
				ていだ平和ネット
				2643 28-717 00134 090702
延滞金の計算方法	期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第67条、 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 滞り済の完納の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てて、	歳入徴収官	厚生労働省年金局事業管理課長	7. 3. 31

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

人 件 費

- ・ 令和7年3月分 社会保険料事業主負担分
健康保険料 $30,884 \times 1/2 = 15,442$ 厚生年金 $51,240 \times 1/2 = 25,620$ 子ども・子育て拠出金 1,008
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 42,070 円

納入告知書 納付書・領収証書

国庫金

厚生保険

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱序号	取扱庁名
7	0343	6118	00065489	厚生労働省年金局(那覇)

納付期	令和 7年 3月分	健康助定 健康保険料 30884 円	厚生年金助定 厚生年金保険料 51240 円	業務助定 子ども・子育て拠出金 1008 円
-----	-----------	--------------------------	------------------------------	------------------------------

事業所管理番号	事業所番号	うち証券受領
28917	00134	円

収納機関番号	納付番号	確認番号
005001225820100001560804767		

納付場所	日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
------	-----------------------------

那覇	年金事務所
延滞金の 計算方法	期限内に完結されなかったときは、延滞金の納付を要します。 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第57条、 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の完済の順序は、完本に充て、次いで延滞金に充てる。
歳入徴収官	厚生労働省年金局事業管理課長

900-0021 那覇市 泉崎 1-2-3
沖縄県議会
沖縄県議会会派
てい一だ平和ネット
2643 28-ヲイ 00134 090703

上記の合計額を領収しました。
(領収日付等)
出納済 7. 4. 22 琉球銀行 県庁出張所 (納付済)

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

雇 用 契 約 書

氏 名		生年月日	
住 所		電話番号	

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和6年7月1日～令和7年3月31日
主な就業場所	沖縄県議会 5 階 ていーだ平和ネット会派室(会議室 503)
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前8時30分～午後5時30分 (休憩時間 1時間)
休 日	土日祝祭日 年末年始 旧盆(1日) 夏季休暇(5日) 有給休暇(20日) 特別休暇
給与 / 賞与 手当	月給 260,000 円 / 賞与(夏季・年末 各2ヶ月) 時間外手当
給与支払日	毎月月末ㄨ切 月末支払
支払方法	直接払い
備 考	その他記載のない事項についてその都度協議、決定する。
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和6年7月1日

雇 用 者 氏名 山内 末子



被雇用者 氏名



令和 6 年度 雇用職員申告票

会派名 ていーだ平和ネット

被雇用職員名		
議員との関係	☐ 議員の親族(続柄:)	☒ 議員の親族外
議員との生計	☐ 議員と生計同一	☒ 議員と生計別

令和6年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

住所

雇用者 沖縄県議会議員 山内 末子

勤務の実態を証する提出書類

☒ 出勤簿 ☐ タイムカード ☐ その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤 務 実 態 申 告 票

【会派名 ていーだ平和ネット 】

職務内容

区分		職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	・ 情報収集（新聞・資料・データベース）連絡調整等	10%
	研修に係るもの		
	広聴広報に係るもの	・ 本会議及び委員会写真撮影、連絡調整手続等	10%
	要請陳情等に係るもの	・ 住民相談、意見交換等対応等	5%
	会議に係るもの	・ 各種会議、住民相談会（資料作成・連絡調整）等	10%
	資料作成に係るもの		
	事務所での庶務に係るもの	・ 電話、来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費管理、収支報告書作成 ・ 備品、消耗品管理	65%
小計			100%
政務活動以外の活動に係る職務			

令和 6 年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 ていーだ平和ネット会派
 山内 末子 

被雇用者 

R6 年度 雇用職員出勤簿

【 4 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火

【 5 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金

【 6 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日

【 7 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水

令和6 年度 雇用職員出勤簿

【 8 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
年休										山の日	振替休日		年休	

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
盆休															

【 9 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
		夏休①	夏休②	夏休③						夏休④				

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
敬老の日	夏休⑤					秋分の日									

【 10 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
													スポーツの日	

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木

【 11 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
		文化の日	振替休日							年休	年休			

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
				年休											

令和6 年度 雇用職員出勤簿

【 12 月】

雇用職員名:

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●		

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
●	●	●	●	●	／	／	●	●	年休	●	●	／	／	／	／

【 1 月】

[illegible]

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
															

【 2 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
										建国纪念日				

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
日	月	火	水	木	金	土		月	火	水	木	金			
							誕生日	振替休日							

【 3 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	●	●	●	春分の日	●			●	●	●	●	●			●